

鮭川村過疎地域持続的発展計画 令和8年度～令和12年度

(案)

令和8年 月

山形県鮭川村

目 次

第1 基本的な事項	1
1 鮎川村の概況	1
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
① 自然的条件	
② 歴史的条件	
③ 社会的経済的条件	
(2) 過疎の状況	
(3) 社会経済的発展の方向の概要	
2 人口及び産業の推移と動向	5
(1) 人口の推移と動向	
(2) 産業の推移と動向	
3 村行財政の状況	9
(1) 行財政の現況と動向	
(2) 施設整備水準等の現況と動向	
4 地域の持続的発展の基本方針	12
5 基本目標	17
6 達成状況の評価	17
7 計画期間	18
8 公共施設等総合管理計画との整合	18
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
1 現況と問題点	19
2 その対策	19
3 計画	20
4 公共施設等総合管理計画等との整合	21

第3 産業の振興	21
1 現況と問題点	21
2 その対策	27
3 計画	29
4 産業振興促進事項	31
5 公共施設等総合管理計画等との整合	31
第4 地域における情報化	32
1 現況と問題点	32
2 その対策	32
3 計画	32
4 公共施設等総合管理計画等との整合	33
第5 交通施設の整備、交通手段の確保	33
1 現況と問題点	33
2 その対策	35
3 計画	35
4 公共施設等総合管理計画等との整合	36
第6 生活環境の整備	37
1 現況と問題点	37
2 その対策	38
3 計画	39
4 公共施設等総合管理計画等との整合	40
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
1 現況と問題点	41
2 その対策	42
3 計画	44
4 公共施設等総合管理計画等との整合	47

第8 医療の確保	47
1 現況と問題点	47
2 その対策	47
3 計画	47
4 公共施設等総合管理計画等との整合	48
第9 教育の振興	48
1 現況と問題点	48
2 その対策	49
3 計画	50
4 公共施設等総合管理計画等との整合	51
第10 集落の整備	52
1 現況と問題点	52
2 その対策	52
3 計画	53
4 公共施設等総合管理計画等との整合	53
第11 地域文化の振興等	53
1 現況と問題点	53
2 その対策	53
3 計画	54
4 公共施設等総合管理計画等との整合	54
第12 再生可能エネルギーの利用の推進	54
1 現況と問題点	54
2 その対策	55
3 計画	55
4 公共施設等総合管理計画等との整合	55
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展事業分	56
鮎川村過疎地域持続的発展計画参考資料	
事業計画（令和8年度～令和12年度）	

第1 基本的な事項

1 鮎川村の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本村は、山形県の北部、最上圏域の北西に位置し、東部は新庄市、西部は酒田市（旧飽海郡平田町）、南部は戸沢村、北部は真室川町に隣接している。奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれた盆地で形成された、東西20km、南北12kmにわたる総面積122.14km²の農山村で、総面積の65.4%を林野が占めている。

村中央部を南下する一級河川鮎川の支流にそって農用地、居住地が開けており、鮎川を境に東部は比較的平坦地で耕地が多く、西部は出羽丘陵とその裾野で起伏の激しい未利用地の多い山間部に大別される。標高は、与蔵峠付近の702.3mが最高で、主な集落地では中央部の京塚地区で58m、川口地区で45m、山間地の大芦沢地区では120mとなっている。

気候は、夏は高温多湿で、冬は最上川峡谷に沿って日本海からの北西の季節風の影響が大きいことから積雪寒冷地帯となっており、夏には集中豪雨による被害を度々受けている。さらに、盆地特有の霧が発生しやすく、日照時間がとりわけ9月～10月に少ないため農作物の栽培に大きな影響を与えるなど、天候的に大きな制約を受けている。

② 歴史的条件

明治22年町村制の施行により、現在の大字である村を合併して鮎川村・豊里村が発足し、同25年には豊里村から大字庭月・曲川が独立して豊田村が発足した。その後、昭和29年12月1日、町村合併促進法により鮎川村・豊里村・豊田村の3村が合併して新しい鮎川村が誕生し、今日に至っている。

③ 社会的経済的条件

村の人口は令和2年の国勢調査で3,902人であり、最上圏域人口の5.5%に過ぎない。高齢化率は40.5%を超え、基幹産業である農林業は、後継者不足となっている。

農業では水稻を基幹作物とし、ほ場の大区画化と用排水路・農道等の整備による省力化を図り、大規模な経営形態が増加しているものの、専業農家数は減少しており、野菜・花卉・菌草栽培等の複合経営が多くなっている。

商工業は、規模が小さく、販路拡大や技術革新には限界があり、中央の社会経済動向に影響されやすい。

(2) 過疎の状況

令和2年の国勢調査によると総人口は、3,902人となっており、昭和55年の6,645人と比較すると41.3%減少している。

また、若年者比率は8.9%と人口に占める割合が減少傾向にある一方、高齢者比率は40.5%で、若年者人口が減少している中大きく増加している。

過疎化の要因としては、基幹産業である第一次産業の低迷や、雇用に結びつく地場産業が少ないと、生活環境格差による近隣市町への人口流出、少子化が挙げられる。

本村は、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法第19号）に基づき、昭和55年度から平成元年度の10年間、過疎地域に指定され、産業の振興や道路網の整備をはじめ、教育文化施設や生活環境施設の整備、医療の確保など総合的に過疎対策が推進された。

その後、過疎地域指定から外れるも、平成12年度に再び過疎地域に指定され、過疎地域自立促進市町村計画（前期・後期対策）、平成13年度を初年度とする鮭川村新総合発展計画、平成23年度を初年度とする第2次鮭川村総合発展計画及び令和3年度を初年度とする第3次鮭川村総合発展計画に基づき、今日まで各種施策を計画的に実施している。

今後も人口減少と少子高齢化の進行は否めないが、本村のもつ多様な地域資源を活かした魅力ある地域づくりを推進することにより、すべての村民が心豊かに安心して暮らせるむらづくりに努める必要がある。

«旧村別人口の動向»

(人)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
旧鮎川村	2,819	2,778	2,671	2,560	2,460
増減率 (%)	0.3	△ 1.5	△ 3.9	△ 4.2	△ 3.9
旧豊田村	1,945	1,923	1,861	1,751	1,635
増減率 (%)	△ 1.8	△ 1.1	△ 3.2	△ 5.9	△ 6.6
旧豊里村	1,881	1,915	1,864	1,781	1,734
増減率 (%)	△ 2.6	1.8	△ 2.7	△ 4.5	△ 2.6
合計	6,645	6,616	6,396	6,092	5,829
増減率 (%)	△ 1.2	△ 0.4	△ 3.3	△ 4.8	△ 4.3

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
旧鮎川村	2,341	2,111	1,903	1,698
増減率 (%)	△ 4.8	△ 9.8	△ 9.9	△ 10.8
旧豊田村	1,487	1,305	1,114	955
増減率 (%)	△ 9.1	△ 12.2	△ 14.6	△ 14.3
旧豊里村	1,619	1,446	1,300	1,249
増減率 (%)	△ 6.6	△ 10.7	△ 10.1	△ 3.9
合計	5,447	4,862	4,317	3,902
増減率 (%)	△ 6.6	△ 10.7	△ 11.2	△ 9.6

(資料：国勢調査)

«旧村別世帯数の動向»

(世帯)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
旧鮭川村	584	572	560	563	562
増減率 (%)	1.2	△ 2.1	△ 2.1	0.5	△ 0.2
旧豊田村	418	407	397	385	372
増減率 (%)	△ 0.5	△ 2.6	△ 2.5	△ 3.0	△ 3.4
旧豊里村	418	418	403	395	388
増減率 (%)	△ 0.9	0.0	△ 3.6	△ 2.0	△ 1.8
合計	1,420	1,397	1,360	1,343	1,322
増減率 (%)	0.1	△ 1.6	△ 2.6	△ 1.3	△ 1.6

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
旧鮭川村	560	570	525	518
増減率 (%)	△ 0.4	1.8	△ 7.9	△ 1.3
旧豊田村	367	357	340	321
増減率 (%)	△ 1.3	△ 2.7	△ 4.8	△ 5.6
旧豊里村	373	373	359	352
増減率 (%)	△ 3.9	0.0	△ 3.8	△ 1.9
合計	1,300	1,300	1,224	1,191
増減率 (%)	△ 1.7	0.0	△ 5.8	△ 2.7

(資料：国勢調査)

(3) 社会経済的発展の方向の概要

基幹産業である農業では、第一次産業の就業人口が減少傾向にあったが、令和2年は微増となり、農業産出額等は野菜・畜産などの生産体制強化に取り組んだことで増加傾向にある。

平成24年度に鮭川左岸地区ほ場整備事業、令和3年度に宇津森地区ほ場整備事業が完了し、生産コストの低減及び労働時間の短縮等に向けた整備を進めてきた。さらに地場産業の活性化に向けた園芸振興への取組などにより、生産性及び所得の向上が期待されている。

交通網にあっては、東北中央自動車道等の高規格幹線道路の整備が進み、市場の拡大、観光客等交流人口の増加などが見込まれることから、地域の特徴を活かした観光事業の推進など地域経済の活性化を図る施策を推進していく必要がある。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本村の人口は、合併後初となる昭和30年の国勢調査で8,810人であったが、これまで減少を続け、令和2年までの65年間で4,908人(55.7%)減少し、3,902人となっている。

特に昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、東京圏等への人口流出が相次ぎ、昭和35年から昭和45年までの10年間で15.7%の急激な減少となつた。

旧村別では、旧豊田村の減少率が大きく、村外への転出のほか、山間部から比較的利便性の高い平坦地への移転が見られる。昭和60年には好景気などの社会情勢を受け、減少率は一時的に落ち着きを見せたものの、平成に入るとこれまでの社会減少に加え、高齢化の進展などの構造的な問題を背景として減少率が大きくなっている。

年齢区分ごとにみると、高齢者比率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は、昭和55年に11.2%(県平均11.7%)であったものが、昭和60年に13.5%と県平均13.4%を超えて以降、県平均を押し上げる形で上昇を続け、令和2年には県平均33.7%に対し40.5%となった。4人に1人以上が高齢者という、いわゆる「超高齢化社会」に到達し、1人の高齢者を1.2人の生産年齢人口(15~64歳)で支える人口構成となっており、急激に高齢化が進んでいるといえる。

また、年少人口(0~14歳)構成比は、令和2年で9.7%となっており、県平均の年少構成比11.2%と比べて1.5ポイント低く、昭和55年の19.7%から大きく減少している。主な要因として出生率の低下が挙げられるが、少子化問題も高齢化と並ぶ大きな問題となっており、今後もほぼ同基調の減少傾向を示すものと見込まれる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,645	% 6,616	人 6,616	△ 0.4	人 6,396	% △ 3.3	人 6,092	△ 4.8	人 5,829	% △ 4.3
0歳～14歳	1,308	1,339	2.4	1,220	△ 8.9	1,059	△ 13.2	886	△ 16.3	
15歳～64歳	4,591	4,387	△ 4.4	4,063	△ 7.4	3,668	△ 9.7	3,392	△ 7.5	
うち15歳～ 29歳 (a)	1,416	1,101	△ 22.2	884	△ 19.7	804	△ 9.0	771	△ 4.1	
65歳以上 (b)	746	890	19.3	1,113	25.1	1,365	22.6	1,551	13.6	
(a)/総数 若年者比率	% 21.3	% 16.6	—	% 13.8	—	% 13.2	—	% 13.2	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 11.2	% 13.5	—	% 17.4	—	% 22.4	—	% 26.6	—	

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,447	% △ 6.6	人 4,862	% △ 10.7	人 4,317	% △ 11.2	人 3,902	% △ 9.6
0歳～14歳	732	△ 17.4	564	△ 23.0	442	△ 21.6	380	△ 14.0
15歳～64歳	3,084	△ 9.1	2,760	△ 10.5	2,336	△ 15.4	1,942	△ 16.9
うち15歳～ 29歳 (a)	715	△ 7.3	526	△ 26.4	434	△ 17.5	346	△ 20.3
65歳以上 (b)	1,631	5.2	1,538	△ 5.7	1,539	0.1	1,580	2.7
(a)/総数 若年者比率	% 13.1	—	% 10.8	—	% 10.1	—	% 8.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 29.9	—	% 31.6	—	% 35.6	—	% 40.5	—

(資料：国勢調査)

表1－1（2） 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 6,026	% —	% —	人 5,661	% —	% △ 6.1	人 5,140	% —	% △ 9.2
男	2,906	48.2	—	2,733	48.3	△ 6.0	2,505	48.7	△ 8.3
女	3,120	51.8	—	2,928	51.7	△ 6.2	2,635	51.3	△ 10.0

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 4,573	% —	% △ 11.0	人 4,079	% —	% △ 10.8	人 3,595	% —	% △ 11.9	
男 (外国人住民除く)	2,244	49.1	△ 10.4	1,986	48.7	△ 11.5	1,759	48.9	△ 11.4	
女 (外国人住民除く)	2,329	50.9	△ 11.6	2,093	51.3	△ 10.1	1,836	51.1	△ 12.3	
参考	男（外国人住民）	0	—	—	2	—	皆増	1	—	△ 50.0
	女（外国人住民）	26	—	4.0	24	—	△ 7.7	25	—	4.2

表1－1（3） 人口の見通し（グラフ）

※鮎川村人口ビジョンは現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

（資料：鮎川村人口ビジョン）

(2) 産業の推移と動向

人口の減少に伴って就業人口も年々減少し、昭和55年の3,616人から令和2年には1,436人(39.7%)減少し、2,180人となった。

第一次産業については、昭和55年に1,983人、就業人口比率(15歳以上)54.8%から、令和2年には647人、就業人口比率29.7%へと激減したが、一方で県内市町村の第一次産業就業人口比率の平均である8.5%を大きく上回っており、農林水産業に対する依存度は高い状況が続いている。

第二次産業については、昭和55年に869人、就業人口比率24.0%であったが、令和2年には582人、就業人口比率26.7%と増加した。第三次産業についても、昭和55年に764人、就業人口比率21.1%に対し、令和2年には943人、就業人口比率43.3%と大幅に増加しており、産業構造の変化が見られる。

表1-1(4) 産業別就業人口の動向

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 3,616	人 3,501	% △ 3.2	人 3,413	% △ 2.5	人 3,178	% △ 6.9	人 3,025	% △ 4.8	
第一次産業 就業人口比率	1,983 54.8 %	1,712 48.9 %	△ 13.7 —	1,361 39.9 %	△ 20.5 —	1,125 35.4 %	△ 17.3 —	861 28.5 %	△ 23.5 —	
第二次産業 就業人口比率	869 24.0 %	1,011 28.9 %	16.3 —	1,210 35.5 %	19.7 —	1,110 34.9 %	△ 8.3 —	1,097 36.3 %	△ 1.2 —	
第三次産業 就業人口比率	764 21.1 %	775 22.1 %	1.4 —	842 24.7 %	8.6 —	942 29.6 %	11.9 —	1,064 35.2 %	13.0 —	

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,787	% △ 7.9	人 2,459	% △ 11.8	人 2,235	% △ 9.1	人 2,180	% △ 2.5
第一次産業 就業人口比率	821 29.5 %	△ 4.6 —	760 30.9 %	△ 7.4 —	612 27.4 %	△ 19.5 —	647 29.7 %	5.7 —
第二次産業 就業人口比率	861 30.9 %	△ 21.5 —	645 26.2 %	△ 25.1 —	643 28.8 %	△ 0.3 —	582 26.7 %	△ 9.5 —
第三次産業 就業人口比率	1,104 39.6 %	3.8 —	1,047 42.6 %	△ 5.2 —	980 43.8 %	△ 6.4 —	943 43.3 %	△ 3.8 —

(資料:国勢調査)

3 村行財政の状況

(1) 行財政の現況と動向

本村では、令和3年度から「第3次鮎川村総合発展計画」がスタートし、「多世代と自然が織りなす“うるわしの里”さけがわ」を将来像に掲げ、諸政策を展開している。また、52地区のコミュニティ活動を尊重し、行政との協働による地域活動の振興・発展に取り組んでいる。

行財政改革については、平成8年7月に「行財政改革大綱」を策定し、大綱に基づく「行財政改革実施計画（平成9年11月以降3年毎）」や「公債費負担適正化計画（平成12年7月）」、また「新しい行政サービスの供給に関する指針（平成15年8月）」を策定し、総合的で計画的な行財政運営により財政の健全化に努めてきた。

近年は、めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、地方分権が進展したことで地方自治体の役割・責務が拡大している。厳しい財政状況の中、社会情勢の変化や多様化している住民ニーズ等への的確に対応できる効率的な村政の実現が課題となっている。

本村の令和2年度の決算状況をみると、財政力指数（3ヶ年平均）は0.187、歳入構成比では地方税が7.3%、地方交付税が41.5%で自主財源が乏しい状況が続いている。このことからも、過疎対策事業債の活用は本村において非常に有効な財政運営の手段となっており、特に、アクセス道路及び生活道路の整備、簡易水道整備事業や農業集落排水事業など、村民の生活環境の改善につながっている。

その一方、経常収支比率については、令和2年度で85.8%となっており、財政状況は硬直化しているといえる。実質公債費比率については、減少傾向にあり、令和2年度で7.0%となっている。

今後においても、村税等の自主財源の増収は見通せないことや、社会保障経費をはじめとする行政サービスに係る需要の増大により、財政状況は一層厳しくなることが予想される。

そのため、国・県による財源や各事業に適した地方債を活用するとともに、受益者負担の考え方を明確にすることで受益者負担の適正化を進め、自主財源の安定的な確保に努める。また、事務事業の徹底した見直しによる歳出の抑制を行うなど、効率的で持続可能な財政運営を推進する必要がある。

(2) 施設整備水準等の現況と動向

道路については、令和2年度末で改良率は県平均の82.4%に対し71.8%、舗装率は県平均83.1%に対し、91.0%となっており、舗装整備は県平均を大きく超える水準で進んでいるといえる。

水道・生活排水関連施設は、「建設」から「適正な維持管理」へと移行していく

ことが見込まれるため、老朽化した施設を計画的に改修・整備し、安全・安心な住民生活を目指して適正な整備や既存設備の長寿命化などを進める。

表1－2（1）市町村財政の状況

（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳 入 総 額 A	4,174,731	4,159,755	4,863,517
一 般 財 源	2,709,191	2,932,718	3,331,799
国 庫 支 出 金	672,246	260,710	919,726
都 道 府 県 支 出 金	327,415	375,699	343,950
地 方 債	324,800	386,400	216,700
うち過疎対策事業債	48,300	215,800	82,900
そ の 他	141,079	204,228	51,342
歳 出 総 額 B	4,004,223	3,869,866	4,470,221
義 務 的 経 費	1,427,594	1,259,273	1,282,764
投 資 的 経 費	975,386	652,955	611,156
うち普通建設事業	971,733	648,572	577,397
そ の 他	1,601,243	1,957,638	2,576,301
過 疎 対 策 事 業 費	73,818	408,001	227,400
歳入歳出差引額（A－B）C	170,508	289,889	393,296
翌年度へ繰越べき財源 D	13,961	15,751	64,528
実質収支（C－D）	156,547	274,138	328,768
財 政 力 指 数	0.177	0.167	0.187
公 債 費 負 担 比 率	19.2	15.0	11.4
実 質 公 債 費 比 率	16.1	10.4	7.0
起 債 制 限 比 率	12.6	7.4	4.3
經 常 収 支 比 率	84.2	81.4	85.8
將 来 負 担 比 率	89.0	35.0	0.0
地 方 債 現 在 高	3,747,237	3,240,208	3,202,615

（注）上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率(%)	41.4	59.1	67.3	70.9	71.8
舗装率(%)	51.2	73.6	75.8	78.4	91.0
農道					
延長(m)	0	0	1,487	8,890	1,486
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.0	0.0	1.5	0.2	1.4
林道					
延長(m)	300	300	5,371	7,501	8,262
林野1ha当たり林道延長(m)	27.4	27.7	1.5	1.1	1.0
水道普及率(%)	72.9	87.2	94.7	98.9	99.2
水洗化率(%)	1.7	4.6	41.3	68.9	69.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数	(床)	0	0	0	0

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に、次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち、「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

A : 当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B : 当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C : 当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D : 当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E : 当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F : 当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G : 当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H : 当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I : 当該市町村の単独処理浄化槽処理人口(※)

J : 当該市町村の住民基本台帳登載人口

5 いわゆる「一部過疎」の区域については、区域を合算した表又は当該区域を含む市町村全体の表を作成。ただし、市町村の区域全体が「一部過疎」の区域に該当する場合は、市町村全体の表を作成。

4 地域の持続的発展の基本方針

本村では、昭和55年度から平成元年度までの10年間にわたり、過疎地域振興特別措置法に基づき産業振興、交通通信整備、生活環境整備そして教育・文化施設整備等を図り、過疎地域自立促進計画に沿った施策を展開してきた。

また、令和3年度にスタートした「第3次鮭川村総合発展計画」では、「多世代と自然が織りなす“うるわしの里”さけがわ」をむらづくりの将来像に掲げ、村民一人ひとりが力を合わせて自信と誇りをもって次世代に引き継ぐことができる、「生きたい・活きたい・行きたい村」に向け、第4期山形県総合発展計画等の各種計画と連携を図りながら諸施策を進めている。産業構造の変化、人口減少、少子高齢化、情報社会の発展、価値観や住民ニーズの多様化、働き方等の新しい生活様式など時代の潮流が大きく変化していく中で、村の特性を活かした新たな視点での地域づくりが求められている。

本計画では、「第3次鮭川村総合発展計画」と連動し、また山形県及び最上広域圏の計画とも連携を図りながら、次の3つのことを念頭において諸施策を推進し、自立した地域づくりを目指していく。

(個性ある地域の創出)

地域特有の資源に着目し、地域の個性が反映された目標と施策を進めていくことが重要である。地域の資源は、気候や地形、植生といった自然的な資源と産業、歴史文化や生活習慣といった人的・社会的資源まで多様であることから、これらを有効に活用し、かつ再発見しながら地域の個性を顕在化していく。そして、特色ある産業や地域環境の情報を発信し、村外からの定住を受け入れながら、住みやすく、こころ豊かな、個性ある地域社会を創出していく。

(地域の経済的な自立)

今日の厳しい経済情勢の中にあって、大企業の誘致や施設導入等による経済の活性化は難しい時代にある。本村では、地域資源を有効に使い、経済基盤を確立してきている農業分野を中心とした農商工連携や小杉の大杉、与蔵の森の原生林・巨木群等の観光資源について、各主体の付加価値を高め、それによって自ら雇用の場の創出を試み、人口流出の少ない産業構造の構築を目指していく。

(持続可能な地域社会の発展)

社会が発展し続けられるということは、地球を構成しているそれぞれの地域が環境に優しくなり、地球環境の持続を妨げないことがある。生物多様性に富んだ本村の生態系を崩さず、人間を含めた生物がともに生き続けられるために、美しく豊かな自然の保全と有効活用を図りながら、また地域環境を活かした地域間交流を

通じて、自然環境と地域経済、そして人々の暮らしが相互につながりあう持続可能な地域社会の実現を目指していく。

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

① 移住・定住・地域間交流の促進

人口減少に歯止めをかけ持続可能な村をつくるため、県や関係機関と連携した定住促進に関する制度の活用や情報発信、相談機能の充実、定住促進住宅の充実、空き家等既存ストックの活用など住環境の整備等に取り組み、若者等の定着・回帰、移住・定住を推進していく。

また、地域外から継続的に地域に関わる、いわゆる「関係人口」及び「二地域居住」も地域の新たな担い手として位置づけ、友好都市等との農都交流など地域住民との交流を進めていくとともに、シティープロモーション活動の充実を図る。

② 人材育成

個人が持つ個性や能力を活かし、村民が主体的に協力・協働していく地域社会を実現するため、行政と村民、村民同士が意見交換をしながら地域の問題などを解決する場づくりや地域の活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進する。

さらに、地域づくりを担う次世代の人材を育成していくためには、子どものうちから地域を知り、郷土を愛する心を育成することが大切であることから、学校や社会教育機関と連携した地域づくり活動に取り組む。

また、地域おこし協力隊や関係人口などの外部人材も最大限活用しながら、地域の課題を「我が事化」し、地域と行政が一体となって課題解決に取り組める体制の構築を目指す。

(2) 産業の振興

① 農林水産業の振興

農業は従事者の高齢化や継承者不足、TPP等の経済協定など農業を取り巻く環境は急激に変化しており、先端技術を活用したスマート農業の普及推進や、担い手の育成、経営改善、新規就農者への支援、中山間地域の農地の活用などにより経営の安定化、地域活性化を図っていく。

林業については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各種機能の充実と向上を図りつつ、適正な森林施業を実施することにより、立地条件に応じた多様な森林資源の維持造成に努める。

水産業については、村名の由来ともなっている鮎川の清流を守りつつ、鮎の増

殖や稚魚の放流等に取り組む団体の支援に加え、鮭のウライ漁や「鮭の新切り」などの伝統を次世代に承継していくことで持続可能な水産業の維持を図っていく。

② 地場産業・商工業の振興

地場産業の振興については、園芸作物の規模拡大と低コスト化による経営の合理化、計画的な出荷及び品質の確保のための施設整備に対し支援を行っていく。さらに、農商工連携により生産・加工・販売までを一体化した6次産業化を推進する。

商業については、ほとんどが個人での小規模経営となっていることから、経営ビジョンを明確にし、経済環境の変化と消費者ニーズの多様化に対応できる、地域に根ざした商店の育成を図る。

工業については、村内企業の技術開発等を支援し、付加価値の高い商品開発を図るとともに、生産体制の整備を促進し、生産性の向上に努める。

③ 観光又はレクリエーションの振興

本村の魅力を具体的に内外に発信することのできる観光資源の発掘や、羽根沢温泉をはじめとした既存資源を磨き上げながら、民間団体のイベントと連携し、村内の魅力を直接体感できる機会を創出する。

さらに、広域連携の仕組みを活かし、広域観光ルートの構築やインバウンド誘客に取り組み、地域の「稼ぐ力」を引き出した滞在型・体験型・周遊型の良質なツーリズムの形成を目指す。

また、観光協会や地域おこし協力隊等と連携し、SNSなどを活用しながら魅力的な情報や村のイメージを発信することにより、観光PRの充実を図る。

レクリエーションについては、気軽に住民がスポーツを楽しめるよう村内のスポーツ施設の利用について継続して周知しながら、定期的なイベント等の開催を通して身体を動かすことを身近に感じてもらい、住民の健康増進や世代間の交流を図るとともに、他市町村との交流も推進していく。

(3) 地域における情報化

光ファイバー網の整備やWi-Fi環境の拡充など、情報網の整備を引き続き進めることで、行政・民間を問わず各分野でDXの取組を推進する。

また、近年では災害が大規模かつ広範囲にわたることが多くなっていることから、防災行政無線や戸別受信機だけでなく、村ホームページや村公式LINE等も活用しながら、防災情報を多くの人へスマートに伝達し、住民の安全・安心の確保に努める。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

物流と交流による地域の振興・活性化を促進するために、その基盤となる交通通信ネットワークを体系的に整備する。

最上圏域の中心市である新庄市への高速交通網整備が進み、これらにアクセスする基幹道の整備とあわせて、山間地の整備を重点的に推進する。引き続き、基幹道と接続する村道の整備を図るとともに、庄内地域へつながる道路の整備促進を働きかけていく。

農道・林道の整備は、生産活動の活性化の促進はもとより、生活環境の整備においても重要な役割を果たしていることから、計画的な整備を図る。

少子高齢化社会に対応して、村営バス等の路線バスとスクールバスを維持し、利用者のニーズを把握しながら、利便性の向上と安全性の確保に努めていく。

また、本村は特別豪雪地帯に指定されているため、雪に配慮した道路や橋梁の維持・整備に努めるとともに、さらなる除雪体制の強化を図り、冬場も安心して利用できる安全な交通施設等を確保する。

(5) 生活環境の整備

生活排水処理対策事業については、農業集落排水の対象エリアは、住宅リフォーム総合支援事業を実施しながら加入世帯の増加を図り、農業集落排水の対象外エリアについては、浄化槽設置に係る補助事業により整備を進めていく。

簡易水道事業については、水道普及率は令和2年度末時点で99.2%となっており、引き続き安心・安全な生活水の供給のため、計画的な改修整備や適正な維持整備を行いながら長寿命化を図る。

生活廃棄物の処理については、広域的に連携した処理施設を整備するとともに、資源の再利用推進、ごみ排出量削減への各種取組により、環境負荷軽減に対する意識改革を図るためのソフト事業を推進する。

防災関連事業については、火災の未然防止や消防体制の整備による災害対応力の向上に努めるほか、災害時にも安心・安全で安定した生活が維持できるよう、防災設備や防災備蓄等の計画的な整備を行う。また、災害時に村民自らまたは地域住民同士が自主的・主体的に助け合う意識の醸成を行うとともに、自主防災組織体制の充実を図り、自助・共助による防災・減災の取組を促進する。

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

令和6年度策定の第3期鮭川村子ども・子育て支援計画に沿って、家庭環境の充実、援護措置の強化、保育環境等の整備、こども家庭センターの設置による児童を取り巻く社会環境の浄化など、充実した児童福祉対策を図る。

少子高齢化社会の到来による社会情勢の大きな変化に伴う多様なニーズに対

し、保健・医療・福祉サービスの一層の充実・連携を図り、乳幼児・高齢者・障がい者等すべての住民が安心して住み続けられるむらづくりを目指す。

また、保健事業や地域支援事業など介護予防の実施、老人クラブや敬老会の開催など地域社会への参画の推進、高齢者福祉サービスの実施により、高齢者の自立支援を推進する。

(7) 医療の確保

保健センター及び開業医（1ヶ所）を中心に、県立新庄病院等の近隣医療機関と連携を図りながら医療体制の充実を図るとともに、情報通信基盤整備により医療機関から遠い地域に生活していても不安を感じさせない医療対策等を講じる。

(8) 教育の振興

本村ならではの心豊かな人材を育成するため、保育所・小学校・中学校が連携し、一体となって教育に取り組んでいきます。

学校の施設整備については、児童及び生徒が安心して学業・スポーツに取り組めるよう、校舎や屋外施設等の改修を計画的に進めていく。

また、中央公民館、多目的運動公園、エコパーク、ふれあいスポーツセンター太陽館等の村内施設を有効活用し、自然と共生する環境教育・体験学習及び健康教育を推進するとともに、生涯学習社会の進展に対応し、村民の多様化する学習意欲や活動を的確に把握しながら、積極的な生涯学習の機会提供と体制の整備を図る。

情報通信基盤の整備により、G I G Aスクール構想に基づく教育分野へのI C T活用を推進し、これから高度情報化社会を担う人材の育成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症のような登校できない状況下でも教育が受けられる環境づくりを推進していく。

(9) 集落の整備

定住促進住宅の整備により一定の効果がでているものの、人口減少が依然として進んでいる。このことから、人口減少対策並びに子育て支援の一環として、空き家の利活用や既存住宅の整備、新規の定住促進住宅などを効率的かつ総合的に整備し、定住者受け入れに向けた環境づくりを引き続き進める。

また、地域づくりにはコミュニティ活動の推進が重要な要素であることから、行政情報を積極的に発信し、交流機会の拡大や住民の自主活動の場などを提供することで、行政と集落が協働による地域づくりを進める。

行政は、自立したコミュニティ活動を支援又は補完するための地域づくり座談会などの事業を継続し、住民と協力して地域の課題解決に取り組みながら、自治

組織の育成を図る。

(10) 地域文化の振興

本村には、先人が残した貴重な文化遺産や豊かな自然が数多く存在しており、「ふるさとこそ、全ての学習の母胎である」という共通理念のもと、文化関係団体との連携によりこれらの保護と活用、伝承・伝統行事の保存や芸術文化活動の充実と交流の促進を図る。また、豊かな自然を地域文化・地域資源として再認識し、その保全を図る。

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

本村の豊かな自然を守りながら持続可能なむらづくりを進めていくために、太陽光発電の導入や電気自動車の充電スタンド整備など再生可能エネルギーの利用を推進していく。

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

地域に住む一人ひとりが主体となって、自らの足元にある豊かさや村の環境を持つかけがえのない魅力を再発見・再認識し、自らの手で育みながら次の時代へと引き継いでいくための人材育成を図る。

5 基本目標

本計画に基づき過疎対策事業に取り組むにあたり、以下の目標を掲げる。

(人口に関する目標)

※鮎川村人口ビジョンは現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

各分野に関する目標については、この後に記載するそれぞれの項目ごとに記載する。

6 達成状況の評価

計画の達成状況については、「第3次鮎川村総合発展計画」や「第3期鮎川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」などのむらづくりに係る各種計画・事業と連動しながら、各事業担当課において進捗状況・実績などを毎年度精査し、事業ごとに達成状況等を整理したうえで、各種計画の審議会などで評価を受けることとする。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ヶ年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

鮎川村公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）は、安全で快適な施設を長きにわたって維持・確保するよう、地域の需要に対応した施設の有効活用と良質なストック形成のための総合的な公共施設等管理の基本方針を定めるものである。

本計画に記載された公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮎川村公共施設等総合管理計画及びその目標や方針を実現するための鮎川村公共施設等個別施設計画（令和3年3月策定）と整合性を図るものとする。

公共施設等管理の基本方針

【目標1】 施設量適正化の推進

公共施設のあり方や必要性について、住民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、施設保有量の適正化を実現します。

【目標2】 安全・快適で永く活用できる施設管理の推進

今後も活用していく施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

【目標3】 適正な施設配置と民間活力導入の促進

更新・統廃合により、適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等のノウハウや資金を積極的に導入し、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

人口減少が進む中、持続可能なむらづくりを行っていくためには、村外への人口流出を防ぎながら村外からの移住者等を受け入れて人口減少を抑えるとともに、他地域との交流を通して交流人口や関係人口を拡大し、村に関わる人の数を増やしていく必要がある。

令和5年3月に行われた内閣府の調査によると、東京23区に住む20代の人のうち3分の1以上の方が地方移住への関心を高めている。

本村においても、県外を含めた移住者や村への移住相談件数が年々増加しており、こうした動きをより大きなものとしながら、一般財団法人ふるさと山形移住・定住推進センターや民間団体等が一体となって、着実に移住へつなげていくことが重要である。

また、本村には民間アパートがなく、村内に住む若い世帯が独立するための住宅や移住者等が居住できる住宅が不足しているため、定住促進住宅や空き家等を活用した住環境の整備などが課題となっている。

現在は、観光事業としての原生林や巨木を巡るトレッキングツアーなどのイベントにより都市部との交流を行っているが、今後は、ただ単に観光的交流だけではなく、本村の地域資源を有効活用し、体験型・滞在型プログラムを作成し、地域経済の活性化や定住人口拡大につながるような交流促進を図ることが課題となっている。

加えて、地域おこし協力隊や村外からの移住者等に村の魅力を感じてもらいつつ、村外へのPR活動にも協力してもらうなど、村の魅力を発信する人材の育成が必要となっている。

2 その対策

- ・補助金等による移住者への費用補助や、村内の空き家を活用して移住者を受け入れる体制づくりを推進する。
- ・本村の地域資源を有効活用し、受け入れ整備とともに体験型・滞在型プログラムを作成し、経済の活性化や定住人口拡大につながる地域間交流を推進する。
- ・交流都市との連携を深め、住民と行政の双方向からの情報交流を促進する。
- ・地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの各種制度を活用し、村の魅力を発信する力や人材の育成を進める。
- ・デジタル技術を活用し、リアルタイムな暮らし情報の発信、相談機能の充実、移住お試し住宅の整備などの取組を推進する。
- ・県や一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター、NPO法人ふるさと回帰支援センターや移住に関する民間組織と連携しながらセミナーやツアーを開

催する。

- ・最上地域特定居住促進コンソーシアム協定を締結し、二地域居住に関するニーズ調査を行い、受け入れ環境の整備を目指す。

【分野別目標】

※鮭川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住支援事業	鮭川村	
		移住費用支援事業	鮭川村	
	(2) 地域間交流	都市交流事業	鮭川村	
		都市企業等交流促進事業	鮭川村	
	(3) 人材育成	ワークショップ開催事業	鮭川村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	情報発信推進事業 <事業の内容> 移住・定住セミナー等の開催 <事業の必要性> 移住・定住に関心を持つ方への情報発信として必要 <事業の効果> 移住者・定住者の増加	鮭川村	
		空き家対策総合支援事業 <事業の内容> 空き家の整備 <事業の必要性> 移住者・定住者を受け入れる住宅の整備が必要 <事業の効果> 移住者・定住者の増加	鮭川村	
	人材育成	地域おこし協力隊事業 <事業の内容> 地域おこし協力隊員の配置 <事業の必要性> 人口減少の進む中でも村の魅力を発信していくために必要 <事業の効果> 関係人口・交流人口等の創出・拡大	鮭川村	

	その他	<p>地域活性化起業人事業</p> <p><事業の内容></p> <p>地域活性化起業人の配置</p> <p><事業の必要性></p> <p>人口減少の進む中でも地域の文化・技術等を継承するため必要</p> <p><事業の効果></p> <p>関係人口・交流人口等の創出・拡大</p>	鮭川村	
		<p>結婚支援事業</p> <p><事業の内容></p> <p>結婚支援相談員の設置、結婚へのサポート</p> <p><事業の必要性></p> <p>少子化対策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>人口の増加</p>		鮭川村

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

本村の農業経営形態は、水稻を基幹作物とし、野菜・畜産・葉タバコ・花卉・果樹等を副次部門として複合経営が徐々に進んでいるが、一部地域では、ほ場の整備が遅れていたこともあり、生産性の向上が図られていない状況にある。また、傾斜地が多いなどの地形的な制約があることで規模の拡大が難しくなっている。さらには、令和6年7月豪雨災害により被災したほ場の復旧が大きな課題となっている。

農業を取り巻く環境は、農家戸数、農家人口、耕地面積はいずれも減少傾向にあり、農業経営者や農業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい状況である。大規模農家の割合が少しづつ増加している傾向は見られるものの、依然として耕作放棄地の増加や生産体制の弱体化などにより農業地域の活力低下が懸念される。このため、農業生産基盤の充実を図るとともに、経営形態の変更や新規就農者など多様な担い手の育成を通して、農業技術と経営能力の向上を図り、魅力ある農業を確立することが課題となっている。さらに、消費者ニーズにあった農産品加工や安全安心な農業生産による付加価値の高い生産体制や、地産地消の推進により醸成される高品質な生産体制の整備が求められている。

表2－1（1） 農業経営の状況

(単位：戸、人)

区分	総農家 戸 数	販 売 農 家	販売農家（総農家）内訳			農 家 人 口
			専業農家	第一種兼業	第二種兼業	
昭和55年	1,065	—	(49)	(540)	(476)	5,419
昭和60年	981	924	47	397	480	5,028
平成2年	899	845	58	349	438	4,717
平成7年	818	754	51	292	411	4,197
平成12年	730	663	49	191	423	3,730
平成17年	678	587	43	185	359	3,225
平成22年	637	543	67	179	297	2,478
平成27年	507	413	90	103	220	1,695
令和2年	430	379	—	—	—	—

(注) 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

(資料：農林業センサス)

表2－（2） 耕地利用の状況

(単位：ha、%)

区分	耕地面積			総面積に対する 耕地割合
		水田	畠	
平成4年	2,220	1,860	363	18.2
平成10年	2,194	1,880	314	18.0
平成15年	2,149	1,860	289	17.6
平成20年	2,112	1,840	272	17.3
平成25年	2,110	1,840	275	17.3
平成30年	2,030	1,790	239	16.6
令和4年	2,000	1,760	2,441	16.4

(注) 平成4年は平成4～5年山形県農林水産統計より引用。

※単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(資料：農林水産統計年報)

表2－(3) 農業産出額の推移

(単位：千万円)

区分	農業産出額	作物別					
		米	畜産	野菜	花卉	果実	その他
平成3年	352	237	63	26	12	1	13
平成8年	331	241	31	29	17	1	12
平成13年	275	187	28	26	26	1	7
平成18年	289	164	40	30	48	1	7
平成26年	271	120	84	37	23	5	3
平成30年	329	154	95	48	22	6	2
令和4年	335	121	137	51	21	3	2

(注) 平成3年は平成3～4年山形県農林水産統計より引用。

※単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(資料：農林水産統計年報)

(2) 林業

令和5年度においては、林野面積8, 226haのうち、民有林の面積は3, 243ha (39.4%) と、国有林の占める割合の方が高い。民有林のうち、杉を主体とする人工林の面積は1, 648haとなっており、民有林人工林率50.8%は県平均39.4%を上回っているが、育成が必要な若齢林が半数を占めている。

本村の林業は、このように若齢林がほとんどであることと経営が小規模なことから、定期的な収入を得ることは難しい状況にあり、その経営形態は農家林家が多く、農業及び他産業からの収入が大部分を占めている。令和元年度より森林環境譲与税の運用が開始され、財源の効果的な活用が求められている。

また、国産木材の価格低迷など林業情勢が厳しいことも重なって、森林管理が停滞しつつある。今後は、森林の有する多面的機能の高度発揮も併せて、地域森林の育成・整備を造林から保育、間伐、伐採まで計画的、組織的に実施することが必要である。現存する天然林の中には巨木など注目を浴びている地域資源を数多く発見されていることから、新たな産業おこし等、高度利用を含めて森林資源の質的向上に重点を置いて総合的な森林の整備を推進していく必要がある。

表2－(4) 森林面積の状況

(単位: ha、%)

総面積	森林面積内訳			民有林人 工林面積	民有林 人口林率
	国有林	民有林	計		
12,214	4,984	3,243	8,226	1,648	50.8

(資料: 令和5年度山形県林業統計)

一方、本村は県内最大のきのこ産地であり、令和5年の生産量は県内の約53.9%を占め、「きのこ王国」としての地位を確立している。特に、えのきたけについては、県の生産量の80%以上を占めているものの、令和元年と比較すると生産者の減少により生産量は大幅に減少している。近年では、パイプハウスを利用した菌床生しいたけ栽培が盛んになっているものの、きのこ生産全体として価格下落などによる生産者の減少に伴い、生産量は年々減少している。

また、ぶなしめじについては、令和6年7月豪雨災害や高齢化により廃業を余儀なくされている状況にある。

菌床なめこについては、平成21年度に生産量が大きく増加するも、その後は1割程度減少している。今後、周年栽培による安定出荷体制の確立とブランド化により市場評価を高め、消費者からの信頼・ニーズ強化を図る必要がある。

表2－(5) 特用林産物の生産量

(単位: t、%)

区分	生しい たけ	えのき たけ	きのこ類							
			なめこ		ひら たけ	まい たけ	ぶな しめじ	エリ ンギ	その他	計
			原木	菌床						
平成12年	42.2	1,105.3	2.8	1,865.9	91.6	324.0	606.8	49.8	49.8	4,138.2
平成15年	49.1	1,066.2	—	2,177.5	28.5	312.7	634.6	30.6	0.0	4,299.2
平成18年	329.7	1,234.6	3.4	2,316.2	1.6	91.3	1,278.9	46.9	32.0	5,334.6
平成21年	438.2	1,564.2	1.2	3,000.5	0.0	57.8	1,394.4	24.0	20.4	6,500.7
平成24年	471.4	1,229.7	0.3	2,677.1	0.0	53.0	1,385.4	24.6	23.4	5,864.9
平成27年	417.1	1,162.9	0.8	2,195.9	1.2	54.2	1,067.2	26.4	61.3	4,987.0
平成元年	418.8	1,205.6	0.0	2,196.7	0.0	32.1	748.6	13.5	51.2	4,666.5
令和5年(A)	417.6	561.4	0.0	2,078.9	0.0	88.3	654.2	0.0	2.9	3,803.3

令和5年 山形県 (B)	1,069.0	680.0	12.4	4,175.1	7.2	184.9	916.3	3.5	4.5	7,052.9
(A)/(B)	39.1	82.6	0.0	49.8	0.0	47.8	71.4	0.0	64.4	53.9

(注) 平成12年から平成21年までは山形県特用林産物受給動態調査より引用。

(資料: 山形県特用林産物生産統計調査)

(3) 商工業

村内は小規模な事業者等がほとんどで、人口減少なども相まって経営は非常に厳しい状態にある。消費者ニーズに対応し、かつ地域資源の有効活用による特色ある商品開発や経営を図り、生産性と収益性を向上させることが急務となっている。

工業については、村単独での企業誘致が難しいため、最上地域全体で企業誘致活動を進めている。

また、地域経済活性化の足がかりとして鮭川村エコパークを指定管理者委託で運営している2事業所において、村の特産品販売、村産農作物を使用した新商品の開発・販売など、村の有する魅力を村内外へ発信する取組を進めている。

表2-6 商業の状況

(単位：人、万円)

区分	卸売・小売業		
	店舗	従業者数	年間販売額
昭和54年	88	175	200,632
昭和57年	84	185	330,373
昭和60年	83	198	358,352
昭和63年	74	198	343,498
平成3年	70	176	340,976
平成6年	66	187	322,519
平成9年	62	197	342,009
平成11年	59	204	318,315
平成14年	54	166	212,494
平成16年	54	189	191,953
平成19年	50	171	263,938
平成23年	42	124	177,194
平成28年	31	110	175,588
令和3年	25	92	138,055

(注) 1 平成元年、4年、13年、18年の飲食業調査はそれぞれ昭和63年、平成3年、14年、18年に合算。

2 平成23年、26年、令和3年の商業統計調査は経済センサスに統合。

(資料：商業統計調査、経済センサス)

表2－(7) 工業の状況

区分	事業所数	従業員数(人)	出荷額(万円)	一事業所当たりの出荷額(万円)
昭和55年	23	506	286,239	12,445
昭和60年	24	556	454,497	18,937
平成2年	25	534	490,828	19,633
平成7年	24	470	541,356	22,557
平成12年	22	330	544,433	24,747
平成17年	21	292	534,978	25,475
平成22年	14	213	468,982	33,499
平成26年	12	208	491,193	40,933
平成元年	8	179	509,821	63,728
令和4年	12	185	498,215	41,518

(注) 昭和55年から平成17年、令和4年は全事業所、平成22年以降は従業員4人以上の事業所が対象。

(資料: 工業統計調査、経済構造実態調査)

(4) 観光

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、密を避けた旅行の需要が高まり、自然豊かな地域への観光に注目が集まった。本村でも自然や歴史、文化、食などの「鮭川らしさ」の地域資源を活用した滞在型・体験型・周遊型の良質なツーリズムを形成し、魅力の発信を行ってきた。

近年は、国内外問わず観光需要の拡大が進んでおり、国内やインバウンド誘客の推進に向けた意識醸成と効果的な情報発信、環境の整備等が課題となっている。

今後も、鮭川らしい新たな魅力の発見に努めるとともに、既にある地域資源の魅力拡大を図りながら、観光産業の成長促進に取り組んでいく。

表2－(8) 観光者数(延べ数)の推移

(単位:百人)

区分	平成20年度		平成23年度		平成26年度		平成29年度		令和2年度		令和5年度	
	総数	うち 県外	総数	うち 県外	総数	うち 県外	総数	うち 県外	総数	うち 県外	総数	うち 県外
羽根沢温泉	880	371	525	422	757	358	723	265	972	150	133	47

(資料:山形県観光者数調査)

(5) 内水面漁業

鮭川の漁業は、鮭が遡上し鮎が捕れる川として豊かな恵みを受けてきた。鮭川は国土交通省が発表する河川の水質状況調において、良好な水質と評価された一級河川で、澄み切った溪流を貴重な地域資源ととらえ「鮭の稚魚」や「鮎」や、「溪流魚」の放流、鮭有効利用釣獲調査を行っている。知名度も上昇している中には、今後は食文化としての加工品の開発や川を活かした体験プログラムの作成など新たな産業創出が課題となっている。

2 その対策

(1) 農業

- ・農業の近代化に即応すべく基盤整備を推進する。受益面積10ha以上にあっては、ほ場整備を推進し、稲作を中心とした生産団地の振興を図る。中山間部においては、大規模な整備は困難であるため、概ね5ha以上を農地耕作条件改善事業等で小規模な整備事業を積極的に推進する。
- ・担い手を核とした集落ぐるみの話し合い活動を通し、担い手農家への農地集積の機運を醸成し、中核担い手農家・生産組織の育成を目指す。
- ・遊休農地の有効活用を図るため、地域の特性を生かした作物の振興と集団利用を推進する。
- ・畑作物、畜産、果樹、園芸等の基盤整備に総力を上げ、地域の立地条件に適合した作物を振興する。
- ・先端技術を応用したスマート農業の普及推進を図る。
- ・消費者ニーズに対応した安全安心な食糧生産と産地間競争に勝ち残るため、各生産団体の育成と強化を図る。
- ・地域産業の発展を推進するため、高品質な農業生産体制を整備し、地産地消を推奨する。
- ・従来の農業に、加工・販売を加えて農業の6次産業化を進め、所得の向上を図る。6次産業化の推進にあたっては、商品の開発からPR及び販売促進までに取り組む体制を新庄市と最上郡の町村を合わせた最上地域全体で整備していく。

(2) 林業

- ・高い林地生産力の発揮が確保される森林においては、公益的機能との調和を図りつつ、木材資源の効率的な循環・利用を重視して適切な森林施業を行い、活力ある森林整備を図る。
- ・公益的機能又は木材など生産機能の発揮が確保される森林においては、必要に応じて景観整備を行うなど、的確な森林の保全・管理に努める。

- ・森林の内容及び森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、「森林保全」「森林と人との共生」「資源の循環利用」を視点とした望ましい森林資源の姿に整備するとともに、その視点を体感できる地域間交流等の機会を創出していく。
- ・特用林産物の振興を図るため、山菜・きのこ等の生産基盤の整備を推進する。
- ・天然林や人工林に存在してきた巨木をはじめとする森林資源が新たな脚光を浴びていることを認識し、その保全と整備を図る。
- ・森林環境譲与税を活用しながら、森林経営集積計画に沿って森林の維持管理や整備を行うとともに、森林経営管理事業基本方針を見直ししながら、適正な森林環境の管理に努める。

(3) 商工業

- ・もがみ北部商工会の育成強化を通して人材育成を行い、小規模ながらも経営ビジョンを明確にした特色ある企業経営を確立し、生産性と収益性の向上を図る。
- ・地域資源の発見・再認識を行い、農業と連携した商品開発等を通じた商業振興を推進するとともに、大規模商業圏への販路拡大を模索する。
- ・最上地域全体で企業誘致に取り組み、雇用の場の確保と産業振興を図る。

(4) 観光

- ・本村にある従来の資源に加え、新たな資源の開発を組み合わせることにより、通年型の観光資源の開発を進めるとともに、資源を磨き上げ、地域の活性化を図る。
- ・最上地域全体で自治体間連携の広域観光を推進し、多様化する観光ニーズに応えることで観光客の誘致を図る。
- ・本村の魅力を伝える観光案内人の育成と組織化及び情報発信の体制整備を進める。
- ・観光情報の集約、地域のポジティブな情報・イメージの発信を行う。
- ・観光地域づくり法人（DMO）の推進など観光協会の機能強化に取り組む。
- ・Society 5.0 対応の情報発信やインバウンド対応の国際化に取り組む。
- ・観光資源を活用したイベント等をきっかけに村を知ってもらい、関係人口等の増加に努める。

(5) 内水面漁業

- ・最上漁業協同組合を支援し、鮭有効利用調査、ウライの整備等による鮭ふ化場

- 事業の充実と鮭と鮎の放流事業を進め資源拡大に努める。
- ・豊かな自然環境の象徴である清流「鮭川」を地域資源として再認識し、環境教育等による地域間交流を図る。

【分野別目標】

※鮭川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 水産業	地域ため池総合整備事業（県営）	山形県	
		鮭等増殖事業	鮭川村	
	(4) 地場産業の振興 生産施設	農業生産総合対策事業（園芸・山の幸）	農業協同組合等	
		与蔵の森の巨人たち自然環境整備事業 (巨木群周辺整備・観光ルート確立)	鮭川村	
	(9) 観光又はレクリエーション	デジタル活用観光活性化事業	鮭川村	
		分収造林地育成管理事業 <事業の内容> 林地の育成・管理 <事業の必要性> 持続可能な林業のために必要 <事業の効果> 林業所得の向上、環境保全	鮭川村	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	スマート農業推進事業 <事業の内容> ICTを活用した農業の推進 <事業の必要性> 人口減少の進む中でも村の基幹産業である農業を維持していくために必要 <事業の効果> 農業の所得・効率向上、農作業の負担軽減	鮭川村	

商工業・6次産業化 観光		<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p><事業の内容></p> <p>農業者への補助金交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>不利な条件でも農業に取り組む農家の支援及び耕作放棄地等の増加防止のために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>農家の所得向上、環境保全</p>	鮭川村	
		<p>多面的機能支払交付金事業</p> <p><事業の内容></p> <p>農業者への補助金交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>人口減少の進む中でも村の基幹産業である農業を維持していくために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>農家の所得向上、環境保全</p>		
		<p>農業資金制度事業（制度資金の利子補給）</p> <p><事業の内容></p> <p>融資に係る利子の補給</p> <p><事業の必要性></p> <p>農家が安定して事業に取り組むために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>農家の事業継続</p>		
		<p>内水面放流支援事業 (鮎・岩魚・山女等の稚魚放流)</p> <p><事業の内容></p> <p>鮎・岩魚・山女等の稚魚放流</p> <p><事業の必要性></p> <p>村の水産資源を維持するために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>漁業従事者の所得向上、資源の維持・確保</p>		最上漁業協同組合
		<p>もがみ北部商工会経営指導事業</p> <p><事業の内容></p> <p>商工会への補助金交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>商工業の健全な発展のために組織への支援が必要</p> <p><事業の効果></p> <p>商工業者の経営安定、所得向上</p>		
		<p>小規模企業者支援事業</p> <p><事業の内容></p> <p>小規模企業者への補助金交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>村内事業者の技術継承、雇用の場の確保や企業支援のために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>労働者の増加、小規模企業者の経営安定</p>		鮭川村
		<p>観光振興事業</p> <p><事業の内容></p> <p>観光協会への補助金交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>観光協会によるPR活動や観光資源の維持・発掘のために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>観光客の増加、観光資源の維持、情報発信の強化</p>		

	企業誘致	新庄中核工業団地企業誘致促進事業 <事業の内容> 工業団地に企業を誘致する <事業の必要性> 村在住でも通える距離に雇用の場を確保するため に必要 <事業の効果> 人口の維持・増加、労働者の収入確保、雇用の場 の確保	企業誘致 促進協議会	
	その他	資格取得支援事業 <事業の内容> 資格取得に係る費用の補助 <事業の必要性> 労働者のスキルアップや所得向上のために必要 <事業の効果> 労働者の所得向上、生産力の向上	鮭川村	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
鮭川村全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和12年3月31日	

(2) 当該業種の振興促進するために行う事業の内容

上記2及び3のとおり

5 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

近年、豪雨や台風、豪雪などによる災害が大規模かつ頻繁に発生しており、本村でも平成30年度及び令和6年度に水害による大規模な被害が発生した。災害発生の伝達手段として、これまで防災行政無線などを整備してきたが、雨量によっては放送を聞き取れないことが想定されるなど、確実な情報伝達手段の整備が課題となっている。

また、今後は防災行政無線関連機器等の老朽化も懸念されるため、計画的に更新を行っていく必要がある。

2 その対策

- ・防災行政無線のネットワークを適切に運営し、災害時に速やかな伝達ができる体制を整備する。
- ・各家庭・事業所・公共施設等に防災行政無線の戸別受信機を設置してきたが、引き続き、適正な運用に努める。
- ・防災行政無線の計画的な更新を行い、途切れのない確実な情報の伝達を行う。
- ・村ホームページ及び村公式LINEを活用した迅速な情報発信を行う。
- ・村内外に対して村公式LINEについて積極的にPRを行い、登録者数の増加を図り、より広い範囲へ村内情報を伝達する。

【分野別目標】

※鮎川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	鮎川村	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	地区共聴施設更新事業	地区	
	プロードバンド施設	地域情報通信基盤管理事業	鮎川村	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路

本村の道路は、主要地方道真室川・鮭川線が中央を縦貫し、これを基点に助骨状に国道及び県道・村道が走っている。令和7年4月1日現在で国道1路線、主要地方道2路線、一般県道6路線、村道149路線が本村と近隣市町村及び各集落を結んでいる。村道については、毎年計画的に道路改良を推進し、令和2年度の改良率は71.8%、舗装率は91.0%となっており、県内の市町村道の改良率82.4%、舗装率83.1%と比較すると、舗装率については県平均を大きく超えているが、道路整備を上回る交通量の増加などにより幅員拡大等の要望があることから、より一層の改良促進を図り、住民生活の利便性向上と産業振興に資する必要がある。

橋梁については、令和4年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁の維持補修を計画的に行う必要がある。

国道458号については、物流等により増大する交通量に対処して、通勤・通学等の安全確保のため早期の改良が必要となっている。主要地方道2路線についても交通量の増加に伴う道路改良が求められており、特に日下～石名坂間、谷地～居口間の2ヶ所についての改良が望まれている。一般県道についても幹線道路として重要な役割を担っており、特に曲川新庄線の新道～京塚間、下芦沢～大芦沢間における改良促進が望まれている。

村道の除雪延長は令和6年度で約75km、除雪率58.7%であり、昭和53年に冬期間の交通不能集落が解消され、主路線のほとんどは除雪されているが、集落内道路などの除雪機能が十分に発揮されていない箇所があり、道路整備と合わせて除雪機能の充実が必要となっている。

また、令和6年7月豪雨災害により被災した道路や橋梁、河川等の復旧が課題となっており、今後も災害が発生した際には迅速な対応が求められるため、災害発生時の体制整備等の見直し及び再構築が必要となっている。

表3－(1) 除雪の路線別延長の状況

(単位: m)

道路種別	管理延長	除雪延長	除雪率	うち委託延長	委託率
一級	25,441	19,424	76.3%	0	0.0%
二級	29,489	19,246	65.3%	0	0.0%
幹線計	54,930	38,670	70.4%	0	0.0%
その他	72,975	36,469	50.0%	2,998	8.2%
合計	127,905	75,139	58.7%	2,998	4.0%

(資料: 令和6年度鮭川村除雪計画)

(2) 農道・林道

農道については、補助事業を活用しながら整備を図ってきたが、ほ場整備の完了した一部地域を除いては整備率が低く、機械化による低コスト化・省力化を図るには困難な状況にある。

林道の整備については、林業生産活動の活性化促進及び施業集約化の推進はもとより、生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、観光ルートとして森林へのアクセスが確保されることで、森林をレクリエーションの場として利用するなど、森林の総合利用の推進が期待される。

このようなことから、公道及び既存林道との調整を図りながら積極的に整備を図っていく必要がある。

また、農道及び林道についても道路と同様に、令和6年7月豪雨災害により被災した箇所の復旧が課題となっている。今後も災害が発生した際には迅速な対応が求められるため、災害発生時の体制整備等の見直し及び再構築が必要となっている。

(3) 路線バス

路線バスについては、高齢化社会等の社会情勢の変化に伴い、交通弱者等の生活の足として、路線バスの維持が必要である。また、予約制乗合バスを運行するなど、その総合的な交通システムの整備を進めるとともに、料金の改定やダイヤの見直しなどにより、鮭川村と新庄市、鮭川村と真室川町をつなぐ路線を効率的に運行し、利用者の負担軽減並びに利便性の向上に努めている。

2 その対策

(1) 道路

- ・産業の活性化と住民生活の向上を図り、地域生活圏の拡大に対応するため、最上地域の中心市である新庄市への高速交通網につながる基幹道の整備を国・県と協力して促進する。
- ・安全で快適な冬の生活を確保するため、除排雪体制の強化や適切な路面管理を行い、地域の実情に即した総合的な雪対策に努める。
- ・橋梁長寿命化計画に基づいた、適正かつ効率的な維持管理に努める。
- ・災害時は早急な現場確認や安全確認等を行いながら災害状況を把握し、迅速な災害復旧に努める。

(2) 農道・林道

- ・農林業の振興と住民生活の向上を図るため、既存公道及び農林道との調整を図りながら計画的に整備を進めるとともに適正な維持管理に努める。

(3) 路線バス

- ・路線バスやスクールバスなど村が管理するバス全体について整備した「総合交通システム」を適宜見直し検討を図りながら、利用者の声を運行に活かし、住民生活の利便性向上と安全な運行管理を図る。

【分野別目標】

※鮭川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	岩木中の瀬線（舗装） L=1,180m W=6.0(7.0)m	鮭川村	
		観音寺・岩下線（舗装） L=2,430m W=5.0(6.0)m	鮭川村	
		左道・米線（改良舗装、用地） L=600m W=4.0(5.0)m	鮭川村	
		上牛潜・昭和線（改良舗装） L=550m W=4.0(5.0)m	鮭川村	
		岩下・鮭川中学校線（舗装） L=312m W=6.0m	鮭川村	
		小杉・羽根沢線（舗装） L=1,200m W=6.0m	鮭川村	

橋りょう	岡田・小坂線（舗装） L = 1,820m W = 5.0m	鮭川村	
	叶口・上絵馬河線（舗装） L = 630m W = 4.5m	鮭川村	
	泉川・泉川丘線（舗装） L = 1,600m W = 4.0m	鮭川村	
	長沢前・上牛潜線（改良） L = 900m W = 4.0m	鮭川村	
	新道・府の宮線（改良） L = 312m W = 3.0m	鮭川村	
	橋梁補修事業	鮭川村	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械更新事業	鮭川村
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	村営バス運行対策事業 <事業の内容> 村営バスの維持に係る費用を負担 <事業の必要性> 交通弱者でもある高齢者の移動手段を確保するために必要 <事業の効果> 村営バス路線の維持	鮭川村
	交通施設維持	橋梁点検事業 <事業の内容> 村内の橋梁の点検 <事業の必要性> 交通インフラの安全確保のために必要 <事業の効果> 修繕費用の縮減、橋梁の安全確保	鮭川村
	その他	林道維持管理事業 <事業の内容> 林道の維持管理 <事業の必要性> 村民や観光客等の安全確保のために必要 <事業の効果> 観光客の増加、林道の安全確保	鮭川村
		林道橋梁点検事業 <事業の内容> 林道内にある橋梁の点検 <事業の必要性> 村民や観光客等の安全確保のために必要 <事業の効果> 観光客の増加、橋梁の安全確保	鮭川村

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道の整備

水道は、住民が健康で文化的な生活を営む上で根底をなすものであり、なくてはならないものである。また、本村の主要産業のひとつである菌茸産業のみならず、住民生活の向上や産業振興など村の発展のためにも水道事業のより一層の充実を図る必要がある。

本村の水道普及率は99.2%（令和2年度末）と高い状況にあり、災害時も安定した水の供給ができる施設整備及び体制整備が必要となっている。

(2) 下水道の整備

近年、環境問題への関心が高まっているが、家庭からの生活排水等による河川を中心とする水質汚濁は依然として問題となっている。本村においても、村の中央を流れる一級河川の鮭川をはじめ、各流域の水質保全は重要な課題である。

下水道の整備については、農業集落排水施設が整備されたものの、全村での下水道整備には時間を要し、広域的視点での取り組みと合わせて、計画的に集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置等の対応を図っていく必要がある。

また、これまで農業集落排水施設の老朽化等に伴い計画的に改修・整備を行ってきた。今後も、安全・安心な住民生活を守るため、引き続き適正な維持整備や既存設備の長寿命化を進める必要がある。

(3) ゴミ処理施設の整備

近年、自然や生活環境の破壊が地球規模の問題となっており、ゴミの減量化、資源化が重要視されている。そのような中、増大するゴミの量に対する住民の関心も高まり、各家庭でのゴミ減量化を意識した活動も活発化している。

本村では、最上広域市町村圏事務組合の広域処理施設においてゴミ処理を行っているが、処理施設は老朽化が進んでおり、処理量が落ちる見込みであることから、今後もゴミの発生・排出の抑制や資源化を中心とした廃棄物の適正処理を目指し、近隣市町村・最上広域市町村圏事務組合・住民・業者が一体となっての総合的な事業展開を進めていく必要がある。ゴミの減量化のほか、資源ゴミ分別の推進、老朽化した処理施設の整備についても支援が求められている。

(4) 防災

地震や土砂災害等の自然災害、火災や事故等の各種災害に迅速に対応するため、適切な初動態勢を確立するとともに、これらの災害を未然に防止するための消防

防災体制の整備と増加する救急・救助事案に迅速かつ適切に対応するため、最上広域市町村圏事務組合消防本部の消防力の充実強化が求められている。

消防団においては、社会環境の変化などから消防団員数の減少や高年齢化・本業との掛け持ちなどによる実働人員不足など様々な問題が見られ、地域防災力の低下が懸念されている。

災害時に係る協定を締結している他の自治体や団体と災害時における連絡・連携を密にしながら、相互の住民の安心と安全を確保していく必要がある。また、被害予防と低減化を図るため、消防防災組織体制の充実強化と合わせ自主防災組織の育成を推進し、これから連携を通じ、村民の防災意識の高揚・啓発を図ることが急務となっている。

近年、災害が頻発していることから、村民一人ひとりが防災意識を高める必要があるため、災害の種類や具体的な対策等について学ぶ機会を設けるなど、防災意識の醸成が求められている。

2 その対策

(1) 水道の整備

- ・簡易水道は村内給水人口の約9割を占めており、安心・安全な水を供給していくため、引き続き適正な維持整備を行う。
- ・災害時も安定した水の供給ができるよう、施設整備及び体制整備を再確認するとともに、日本水道協会最上支部等と連携を図る。

(2) 下水道の整備

- ・農業集落排水施設の整備を中心に、浄化槽の設置などもあわせてそれぞれの地域に合った環境整備を進めていく。
- ・農業集落排水施設については、老朽化等に伴う改修・整備が完了したため、今後は適正な維持整備等を行っていく。

(3) ゴミ処理施設の整備

- ・広域ゴミ処理施設の管理を最上広域市町村圏事務組合及び近隣市町村と協力して進め、計画的な処理体制と施設整備を図る。
- ・これまでのライフスタイルを見直し、処理・処分を軸としたゴミ処理体制の構築を目指す。また、近隣市町村及び最上広域市町村圏事務組合との連携を密にして、資源ゴミ・資源化物のリサイクルルートを確保し「循環型社会の形成」を目指す。
- ・ゴミの資源化・再利用についての施策を実施し、住民や事業者に対して啓蒙・周知を図り、ゴミの排出抑制、資源化・再利用、分別収集の徹底・強化を図る。

(4) 防災

- ・村民の生命及び財産を守り、安全・安心に暮らせる災害に強いむらづくりを目指すため、自主防災組織等と自助・共助・公助の役割を明確化し、互いに連携し協働できる態勢づくりの推進を図り、防災対策の推進、防災拠点の整備など防災初動体制の充実強化に努める。
- ・災害時には、食糧や水、毛布や生活用品等の物資が必要であることから、村内各地に整備した備蓄倉庫に避難所用備蓄用品を計画的に整備し、緊急時に備える。また、災害協定を締結している自治体との連携を図ることを視野に入れながら、適正な管理に努める。
- ・地域防災力の要となる消防団については、令和8年度から班を廃止し、部を中心とした編成に再編を行い、相互にカバーできる体制を構築する。また、機能別団員や女性消防団員についても募集を行い、消防力の充実を図る。
- ・消防団の積載車や小型動力ポンプなどの資機材については、計画的に更新を行う。
- ・村民一人ひとりの防災意識の向上を目指し、防災に関するセミナーへの参加や資格取得等の呼びかけを行う。

【分野別目標】

※鮭川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	鮭川村	
	(2) 下水処理施設 農業集落排水施設 その他	農業集落排水施設整備事業	鮭川村	
		浄化槽設置整備事業	浄化槽設置者	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	最上広域事務組合	

	(5) 消防施設	消防機械設備整備事業（小型動力ポンプ・ポンプ搭載車更新、軽積載車・安全装備品の整備）	鮭川村	
		消防車両整備事業	最上広域事務組合	
		消防施設整備事業	最上広域事務組合	
		耐震性防火貯水槽整備事業	鮭川村	
		防火水槽堆積土砂撤去整備事業	鮭川村	
		消火栓格納箱再整備事業	鮭川村	
	(6) 公営住宅	村営日下住宅改修事業	鮭川村	
環境	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅リフォーム総合支援事業 <事業の内容> 住宅リフォームに係る費用へ補助金交付 <事業の必要性> 村内で生活し続けられる住宅を確保するために必要 <事業の効果> 人口の維持、安全・清潔な住環境の確保	鮭川村	
		リサイクル推進運動事業 <事業の内容> リサイクルに取り組む団体への補助金交付 <事業の必要性> 環境保全の啓発や資源の有効活用のために必要 <事業の効果> 環境保全への意識向上、持続可能な村づくり		
		排水対策調査事業 <事業の内容> 生活排水の排出に係る調査の実施 <事業の必要性> 自然環境の保護や今後の排水施設・設備等の維持・設備導入等のために必要 <事業の効果> 環境保全、維持管理経費の縮減		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 児童福祉

村の将来を担う児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ養育されることは、児童福祉の理念であるとともに、本村にとっても重要な課題である。

近年は、物価高騰等による経済負担の増加により子育てに不安を感じる世帯や、ライフスタイルの変化に伴い仕事と子育てを両立したいと考える世帯が増加していることから、子育て支援に対するニーズも多様化してきている。また、村内だけでなく全国的に支援が必要な子どもが増加傾向にあり、子育てに対する専門性が求められてきている。

本村では、これまで子育て支援センターの開設、乳幼児・一時保育事業などの多様な保育サービスの実施や、出産祝金や入学祝金、高校生までの医療費無償化、保育料の段階的無償化など、子育て支援体制の充実に努めてきた。保育については、保育所2施設を運営している。今後も引き続き、家庭環境の充実、遊び場の確保、新保育所の整備など地域全体で子育てを支援する基盤の形成、さらには教育・保育・子育て支援の総合的な子育て環境づくりが必要となっている。

しかし、本村の保育所については、延長保育、一時保育など多様な保育サービスの提供を継続してきているが、特に0から1歳児の保育のニーズが増加し、当該年齢の定員に係る面積要件が満員となる状態が続いている。加えて施設の老朽化などの課題も抱えている。

(2) 高齢者福祉

本村の高齢化率は平成17年度に約30%、令和5年度には44.8%と全国平均推計値(29.1%)よりも高くなっています。高齢者単独世帯者や高齢者夫婦世帯の増加、介護等を必要とする世帯が増加している状況にある。家族構成や生活状況等も多様化しており、介護ニーズにおいても柔軟な対応が求められている。

令和6年3月に「鮭川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を新たに策定し、これまで計画に基づき諸施策を展開してきた。

高齢者が生き生きと自立した生活を送るために、介護を必要とする要介護状態にならないように予防する介護予防事業の充実や、高齢化の進行で増加している独居者への生活支援など、地域の中で孤立せず、安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進や地域包括支援センターの機能の充実、人材の確保が重要となっている。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で生活できるよう、高齢者の活力や

能力を生かせる場の創出を図り、高齢者の社会参加を促進する必要がある。

(3) 障がい者福祉

障がい者福祉については、障がい者のスポーツ・レクリエーション大会等の活動を通じて仲間づくりと社会参加を図っている。また、村内には障がい者就労支援事業所が1ヶ所あり、村と連携を図りながら一般企業等に雇用されることが困難な重度の障がい者の社会復帰と社会参加を促進している。今後も障がい者を取り巻く環境を整備し、障がい者福祉の向上を図る必要がある。

(4) 健康増進

平成20年度より、最上地区広域連合が保険者として実施する特定健診及び市町村が実施するその他のがん検診等を総合的に実施し、住民の健康増進を図っている。しかし、国民健康保険該当者の特定健診の受診率については、令和6年度の目標値55%に対し、実績値51.6%と目標に達しておらず、市町村が実施主体のがん検診等については受診率が近年横ばいである。一方、最上地域特有の疾病課題への対応が必要となっていることと、職域健診の受診状況が把握できていないことなどが課題となっている。

精神保健においては、全国では自殺による死亡者が減少する一方、児童・生徒の自殺者数が増加傾向にある。本村の自殺者数においては横ばい傾向にあることから、引き続き自殺予防対策が必要となっている。

2 その対策

(1) 児童福祉

- ・鮭川村子ども・子育て支援計画に基づき、各種機関と連携・協力のもと、きめ細かな施策を積極的に推進する。
- ・子育て支援センターの体制を強化し、子育てしやすい環境づくりと不安を抱える母親の負担軽減を図る。
- ・こども家庭センターを設置し、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図る。
- ・家庭機能の充実を基本とし、地域における遊び場を量的質的に充実し、児童の健全育成の推進を図る。
- ・民生児童委員及び家庭、地域、学校での指導機能の充実を図る。
- ・出産祝金、第3子以降の保育料無償化、保育料の段階的無償化事業など、子育てに係る費用負担を軽減し、経済的な側面から子育てを支援していく。
- ・急病等家庭の事情で一時的な保育が必要となった場合の一時預かりである、一時保育事業を継続して実施していく。

- ・保育・幼児教育環境の充実のため、ニーズ調査に基づく事業の必要量（見込み量）が確保されるよう新保育所整備事業を計画的に推進していく。

(2) 高齢者福祉

- ・高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応するため、業務負担軽減や専門職種の人材確保等を行いながら、地域包括支援センターの機能充実を図り、介護予防ケアマネジメント事業をはじめ、各種生活支援サービスを提供していく。
- ・最上地域全域で連携を図り、介護分野の魅力・やりがいをPRするとともに、介護職のイメージ向上や職場環境改善・有資格者の養成研修等の周知に努め、介護人材の確保を推進していく。
- ・高齢者が地域の人々とのふれあいを通して、生き生きと生活できるよう、老人クラブやシルバー人材センター等の主体的な活動を支援する。
- ・保育所、小学校及び中学校と連携し、子どもたちとのふれあい事業などの機会の拡大を図りながら、高齢者と子どもたちとの交流を推進していく。

(3) 障がい者福祉

- ・障がい者の実態把握に努め、早期療育を図り自立生活を推進する。
- ・障がい者の家庭、地域さらには職場での自立を促進するため、医療から訓練へ、さらに就業へと一貫したリハビリテーション体制の実現に努める。
- ・障がい者に対する福祉思想の意識高揚を図り、「社会参加と平等」の地域社会を目指す。

(4) 健康増進

- ・村民の健康づくりを推進するため、保健センターの機能充実及び長寿命化を図る。
- ・「病気にならない・させない健康づくり」を掲げ、ライフサイクルに応じた健康づくりを支援し、疾病予防に努める。また、デジタル技術の活用による精度の高い支援と住民の利便性向上及び行動変容を目指す。
- ・生活習慣病等の早期発見・早期治療を推進するため、村民全員年1回の健診受診を目標に疾病予防体制の強化と受診率の向上を図る。また、職域健診の受診状況を把握し、保険者の移行に関わらず、全住民に対して支援が及ぶ取り組みを目指す。
- ・休日健診の実施や未受診者への受診勧奨通知、医療機関からの受診の声掛け及びみなし健診の実施等により、受診率の向上に努める。
- ・地域と協働で福祉・保健・医療の連携を図り、温泉や安全安心な地域素材の活

用などを通じて健康寿命を推進する。

- ・健診受診、トレーニングルーム利用及び各種事業と連携したさけがわ健康マイレージ事業を展開・拡充しながら、健康づくりへの興味・関心を持ってもらうとともに、楽しみながら健康になれる環境を整備する。
- ・自殺予防対策として、令和6年3月に「第2期鮎川村自殺対策行動計画」を策定し、県や関係機関と連携した自殺予防対策に取り組み、自殺者0を目指している。児童・生徒に対する早期の自殺予防啓発及び成人・高齢者の見守り支援者を養成し、全ての世代に対する支援に取り組む。

【分野別目標】

※鮎川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所整備事業	鮎川村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	障がい児紙おむつ支給事業 <事業の内容> 障がい児へ紙おむつを支給する <事業の必要性> 障がい児への支援として継続が必要 <事業の効果> 子育て世帯の負担軽減	鮎川村	
	児童福祉	子育て支援センター事業 さけっ子広場 (就学前児童の社会性確立) <事業の内容> 子育て支援施設さけっ子広場の運営 <事業の必要性> 子育て世代の交流及び情報交換の場として存続が必要 <事業の効果> 子育て世帯への支援	鮎川村	

		<p>子育て支援事業（祝金・乳児保育・第3子保育料無料・3歳以上副食費無料）</p> <p><事業の内容></p> <p>出産祝金等の給付、乳児保育の実施、第3子保育料、3歳以上の副食費無料化及び保育料の段階的無償化</p> <p><事業の必要性></p> <p>子育て世帯の負担軽減を図る施策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯の負担軽減</p>	鮎川村	
		<p>生殖補助医療費等助成事業</p> <p><事業の内容></p> <p>生殖補助医療等を受ける夫婦の治療費用の助成</p> <p><事業の必要性></p> <p>子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図るために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>出生数の増加、子育て世帯への支援</p>	鮎川村	
		<p>風しん抗体検査・予防接種助成事業</p> <p><事業の内容></p> <p>妊娠を希望する女性等の抗体検査・予防接種費用の助成</p> <p><事業の必要性></p> <p>子どもの先天性風しん症候群の発生予防のため必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子どもの健康維持</p>	鮎川村	
		<p>母子保健事業（ひよこサロン・子育て講演会・離乳食教室、マタニティ教室）</p> <p><事業の内容></p> <p>ひよこスクール、子育て講演会や食育教室の実施</p> <p><事業の必要性></p> <p>子育てに係る情報提供等、子育て世帯への支援策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯への支援</p>	鮎川村	
		<p>こども家庭センター整備事業</p> <p><事業の内容></p> <p>すべての妊娠婦、子育て家庭に対する支援</p> <p><事業の必要性></p> <p>支援が必要な妊娠婦や子育て家庭への支援策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>地域における体制づくりやこどもの相談窓口機能</p>	鮎川村	
		<p>養育者支援事業</p> <p><事業の内容></p> <p>ペアレンツサポート事業の実施</p> <p><事業の必要性></p> <p>家庭における養育スキル向上に資する支援策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯への支援</p>	鮎川村	
		<p>小児定期予防接種事業（A類）</p> <p><事業の内容></p> <p>幼児・児童への定期予防接種実施</p> <p><事業の必要性></p> <p>子どもの健康維持のために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯への支援、子どもの健康維持</p>	鮎川村	

高齢者・障害者福祉	小児任意予防接種助成事業 <事業の内容> 幼児・児童への任意予防接種実施 <事業の必要性> 子どもの健康維持のために必要 <事業の効果> 子育て世帯への支援、子どもの健康維持	鮭川村	
	日常生活用具給付事業 <事業の内容> 紙おむつ、特殊マット等の給付 <事業の必要性> 高齢者が自立した生活を送るための支援が必要 <事業の効果> 高齢者の健康維持		
	高齢者等定期予防接種事業（B類） <事業の内容> 高齢者の定期予防接種に対する助成 <事業の必要性> 高齢者の健康維持のために必要 <事業の効果> 高齢者の健康維持		
	保健センター施設整備事業 <事業の内容> 村民の健康維持のための各種事業を実施する拠点の整備 <事業の必要性> 乳幼児健診やまめだじゅ体操などの幅広い年代の利用者が、安心安全に利用できるよう適切な維持管理が必要 <事業の効果> 村民の健康増進		
健康づくり	脳ドック受診費助成事業 <事業の内容> 脳ドック受診者に対する助成 <事業の必要性> 積極的な受診を促すために必要 <事業の効果> 村民の健康維持	鮭川村	
	さけがわ健康マイレージ事業 <事業の内容> 村民の健康づくりの取組みに応じてインセンティブを付与 <事業の必要性> 健康づくりに取り組むきっかけづくり及び意欲向上のために必要 <事業の効果> 村民の健康増進		
その他	自殺予防対策事業 <事業の内容> ゲートキーパーの養成、SOSの出し方、受け止め方講座の開催 <事業の必要性> 村民の孤立を防ぎ、健康維持のために必要 <事業の効果> 人口減の抑制、村民の健康維持	鮭川村	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第8 医療の確保

1 現況と問題点

本村の医療施設については、開業医1ヶ所という現状であり、総医療件数を充分に満たすことができない。特に、眼科や耳鼻科等のいわゆる特定診療科目は、新庄市や真室川町など近隣の医療機関に依存している。

また、社会構造の変化と健康意識の高まりなどに伴い、医療に対する需要は年々増加している。特に高齢化社会の進行により受診率の高い高齢者が増加し、これに対する施策が課題となっている。

2 その対策

- ・村民がいつでも安心して医療が受けられるよう、県立新庄病院を中心とする近隣市町村の医療機関と連携を密にし、広域的医療体制の確立を図る。
- ・道路網の整備を図り、近隣市町村の医療機関への移動時間の短縮を図る。

【分野別目標】

※鮭川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	訪問看護ステーション運営事業 <事業の内容> 訪問看護ステーションの運営支援 <事業の必要性> 村内で安心して医療を受けるために必要 <事業の効果> 村民の健康維持	鮭川村	
		最上地域保健医療対策事業 <事業の内容> 医療従事者の確保、かかりつけ医の普及等 <事業の必要性> 地域医療体制充実を図るために必要 <事業の効果> 村民の健康維持	鮭川村	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

学校教育の重点項目として、①心豊かな子どもの育成、②自ら学び自ら考える子どもの育成、③健康でたくましい子どもの育成、④ふるさとに学びふるさとを愛する子どもの育成を掲げ、「いのち」輝く生きる力をもった子どもを育成するため、子どもの感性教育の推進、小中一貫教育の実践強化、心身の健康づくりに力を入れながら、個々に応じたきめ細やかな指導体制を図っていく。

鮭川村教育振興計画では、共に生きるための学びの推進（人間力の育成）を重点目標としており、子どもの育ちを信じ、目に見える結果を出そうと急がず、耐えてじっと「待つ」姿勢を持って「自助の意欲（自立）」と「共助の意欲（共生）」の教育活動を展開し、真に「生きる力」を育むことを重視している。

児童・生徒数については、小学校では昭和36年の1,397人をピークに年々減少している。近年は、村内だけでなく全国的に支援が必要な子どもが増加傾向にあり、特別支援学級の増設、特別教育支援員等の増員が求められている。

また、校舎等の施設整備については、両校とも築30年以上となっていることから、計画的に長寿命化を推進する必要がある。

(2) 生涯学習

社会の国際化、高度情報化など情勢の変化と少子高齢化の進行に伴い、個々の価値観の多様化や生活意識も大きく変わってきており、本村においても生涯を通じた主体的・自発的な学習へのニーズが一層高まることが予想される。

このような情勢を踏まえ、村民一人ひとりが主体的に学び・遊びの中から学習活動を続けていく生涯学習の環境づくり、村民のライフスタイルに合わせた生涯スポーツの体制の充実に努めていく必要がある。

さらに、学校・家庭・地域と一関係機関が連携する中で、芸術・文化等を介した活動を通して心の豊かさや生活に潤いをもたらし、ひいてはその中心的な役割を担う健全な青少年の育成に努めていく必要がある。

また、村内45地区に設置されている地区公民館と中央公民館との連携を図り

ながら、住みよい地域の形成に向けたコミュニティづくりや、社会教育活動についても一層充実を期していく必要がある。スポーツ面においては、村民の生涯を通じた健康づくりを目指し、指導者やスポーツ団体の育成、軽スポーツの普及を積極的に推進するとともに、日常生活の中にスポーツ・レクリエーション・レジャー等の定着を図ることなどが必要となっている。

2 その対策

(1) 学校教育

- ・個々の児童・生徒に応じた学習環境の整備を図る。
- ・学校・家庭・地域との連携を強化した学校教育を図り、コミュニティスクールによる地域に開かれた学校づくりを推進する。
- ・保育所、小学校及び中学校が一体となって保・小・中一貫教育を推進し、交流授業や授業研究などを通して心豊かな人材の育成を図る。
- ・多様化した教育ニーズに対応するため、児童・生徒の特性に合わせ特別支援学級を設置するとともに、適切に特別教育支援員等を配置し、誰一人取り残さない教育を推進する。
- ・「小学校並びに中学校施設整備計画」に基づき、学校施設やスクールバスなどの計画的な維持修繕・更新を図る。
- ・教育機器の充実を図る。特にG I G Aスクール構想に基づくI C T教育に対応した基盤及び機器の整備を進め、S o c i e t y 5. 0に対応可能な人材の育成を図る。

(2) 生涯学習

- ・多様化する生涯学習に対するニーズを的確に把握し、学習機会の積極的な提供と体制の整備を図る。
- ・中央公民館と地区公民館の連携を強め、公民館活動推進大会をはじめ、自主的・社会的な学びや活動、施設機能の維持向上への支援により地区公民館活動を充実させ、明るく住みやすい地域づくりや自治活動への意識高揚を図る。
- ・伝統芸能学習を継続し、伝統文化の保存と継承、後継者の育成を推進するとともに郷土愛の醸成を図る。
- ・学校・家庭・地域の連携した取り組みにより、子ども達と地域との交流や社会体験、家庭教育支援事業等を推進する。
- ・総合型スポーツクラブ「N P O法人さけがわ友遊クラブ」への生涯スポーツ事業の委託による多種多様なスポーツの提供により、村民へのスポーツの輪を広げるとともに、年齢層に応じたスポーツや楽しく続けられるスポーツ・レクリエーション等の生涯スポーツを推進する。

- ・中央公民館や多目的運動公園を健康づくりの拠点施設として維持管理していくとともに、エコパークやふれあいスポーツセンター太陽館など村内他施設との連携を図り、利活用について住民に周知し、さらなる有効利用を進めていく。

【分野別目標】

※鮎川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 スクールバス・ポート	小・中学校整備事業 スクールバス整備事業	鮎川村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小・中学校教育環境整備事業 <事業の内容> 教育設備・用品等の整備 <事業の必要性> 児童・生徒が必要な教育を受けられる環境を整備するため必要 <事業の効果> 質の高い教育環境の確保	鮎川村	
		学校 I C T 活用支援事業 <事業の内容> I C T を活用した教育に必要な備品・設備の導入や支援員の配置 <事業の必要性> 将来の人材育成に必要な I C T 教育の環境を確保するために必要 <事業の効果> I C T に対応可能な人材の育成	鮎川村	
		教育支援員配置事業 <事業の内容> 支援の必要な児童・生徒のために教育支援員を配置 <事業の必要性> 個々に応じた教育を行うために必要 <事業の効果> 教育支援員の確保	鮎川村	

その他	生涯学習・スポーツ	地区公民館施設整備事業 <事業の内容> 各地区の公民館の維持管理に対する補助金の交付 <事業の必要性> 避難所、生涯学習拠点など様々な機能を有する地区的公民館を維持していくために必要 <事業の効果> 公民館の維持、地区住民の交流	地 区	
		中央公民館施設等改修事業 <事業の内容> 中央公民館の維持・修繕 <事業の必要性> 避難所、各種イベントの開催など様々な機能を有する中央公民館を維持していくために必要 <事業の効果> 中央公民館の維持、村民交流の維持	鮭川村	
		総合型地域スポーツクラブ推進事業 <事業の内容> 総合型地域スポーツクラブへの各種スポーツ教室の委託 <事業の必要性> 村民の健康づくりや部活動の地域展開に取り組むスポーツクラブへの支援が必要 <事業の効果> 村民の健康増進	鮭川村	
		学力向上保小中連携推進事業 <事業の内容> 保小中が一体となった一貫教育の実施 <事業の必要性> 教育機関が一体となって人材の育成に取り組んでいくために必要 <事業の効果> 地域全体で子ども達を育てていく意識の向上	鮭川村	
		学校・家庭・地域の連携協働推進事業 <事業の内容> 児童・生徒が地域の大人等と交流する事業の実施 <事業の必要性> 多世代との交流を通して「社会力」を身に付けるための事業として必要 <事業の効果> 子どもが地元への愛着をもつ機運の醸成	鮭川村	
		花いっぱい運動 <事業の内容> 各地区に花を植える <事業の必要性> 住民の交流の場となっている他、景観の維持のためにも必要 <事業の効果> 地域住民の交流、環境保全、景観維持	地 区	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第10 集落の整備

1 現況と問題点

本村には52の集落が点在しており、中心部の役場所在地から10km以内に全体の88.5%にあたる46集落、10~15kmには5集落、17kmの遠距離に1集落ある。

近年では、進学や就職等により若年層の村外や県外への流出が多く、子どもの出生率も低下していることから、人口減少が進んでいる。また、本村には民間アパートがなく、村内に住む若い世帯が独立するための住宅や土地、移住者や子育て世帯が移り住むための住宅が不足しているため、住環境の整備等が求められている。

これまで、生活道路の確保をはじめとする生活環境施設の整備を図りながら自治活動の活性化に努めてきたが、人口の減少に歯止めをかけるにはいたらず、高齢者世帯がほとんどを占める集落や自主防災等の活動が機能しなくなっている集落もある。

また、所得水準の向上、生活様式や価値観の変化、情報化の進展、地域構造の変化等により生活環境に対する村民の要望が一層高まっている反面、世代間の交流、集落コミュニティ機能が停滞しつつある。

2 その対策

- ・人口減少対策及び子育て支援として、空き家の利活用や既存住宅の整備、新規の定住促進住宅などを効率的かつ総合的に整備し、村外への人口流出を防ぐとともに、他地域からの移住や子育て世帯の定住を図る。
- ・地域づくり推進会議を集落の自主性により開催し、集落独自の創意工夫、責任と選択で進められる集落づくりを図る。
- ・集落の主体性により、世代間交流や健康づくり、文化活動等を通して集落コミュニティの活性化を図る活動を支援するため、地区振興交付金を交付する。
- ・村と集落とが力を合せて地域づくりを行っていくため、広報等で情報を提供していく。

【分野別目標】

※鮭川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	定住促進住宅等整備事業	鮎川村	
		定住促進空き家整備事業	鮎川村	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	地区振興交付金事業 <事業の内容> 各地区に補助金を交付 <事業の必要性> 人口減少が進む中でも地域の活動・施設等を維持 していくために必要 <事業の効果> 地域の活動・施設の維持、設備更新	地 区	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮎川村公共施設等総合管理計画及び鮎川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第11 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本村には、古くから伝えられてきた多くの伝統芸能や行事が残されており、これらの継承には人材の発掘や後継者の育成が不可欠となっている。近年は、若い世代も伝統芸能や伝統文化に興味を持ち、少しではあるが後継者も育ってきている。しかし、高齢化も進んでいるのが現状で、今後も継続的に活動を続けていくような支援が必要となっている。

また、村には県指定2、村指定28の指定文化財があり、それぞれの所有者や管理者の下で適正に保管されている。さらに、先人の残した貴重な農機具や生活用具等も多く、中央公民館や旧学校施設を利用して保管してきたが、新たな収蔵場所の整備が必要となっている。

2 その対策

- ・芸術文化団体の活動を一層活性化し、住民を挙げて芸術文化に親しむ機会を充実する。
- ・「鮎川村ふるさと文化伝承館」を拠点として文化財の収集と保護に努めるとともに、伝統芸能の継承と育成を図ることにより、郷土愛を育て、ふるさとに対する自信と誇りを育てる運動を展開する。

- ・地域学校協働本部事業を充実し、伝統芸能に対する子どもたちの関心を高め、後継者の育成を図る。
- ・既存収集資料の新規保管場所を確保し、整理のための人的体制を整えて保存保管する。

【分野別目標】

※鮎川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	地域文化振興	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 <事業の内容> 郷土食に関する行事への補助金交付 <事業の必要性> 村の伝統文化を後世に受け継ぐために必要 <事業の効果> 伝統文化保護の機運醸成、興味・関心の喚起	鮎川村	
		村指定文化財等保存事業 <事業の内容> 文化財保全に係る経費への補助 <事業の必要性> 伝統文化や文化財を後世に受け継いでいくために必要 <事業の効果> 昔の文化の保護、興味・関心の喚起	文化団体	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮎川村公共施設等総合管理計画及び鮎川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

村ではエネルギーの生産を村外に依存しており、東日本大震災の際は大規模な停電により生活に大きな影響を受けた。また、世界的に環境保護や持続可能な開発を目指す動きが活発になっていることから、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入などが課題となっている。

2 その対策

- ・太陽光発電設備や木質バイオマス燃焼機器などの再生可能エネルギー等を導入する個人、店舗、事業所等に対して、導入に係る費用を補助し、設備の導入を促進していく。
- ・太陽光発電や木質バイオマス燃焼だけにこだわらず、地熱や小水力、風力といった地域資源を活かした再生可能エネルギーについても検討し、先進事例について学んでいく。

【分野別目標】

※鮭川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は現在策定中のため完成次第抜粋して掲載する。

3 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの利 用の推進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業	再生可能エネルギー導入促進事業 <事業の内容> 再生可能エネルギー等の導入に係る経費への補助 金交付 <事業の必要性> 環境への配慮、災害時対応などのために必要 <事業の効果> 環境保全、災害時のエネルギー確保	鮭川村	
	再生可能エネル ギー利用	電気自動車等充電インフラ整備事業 <事業の内容> 公共施設への電気自動車等充電インフラ整備 <事業の必要性> 環境への配慮、災害時対応などのために必要 <事業の効果> 環境保全、災害時のエネルギー確保		

4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、鮭川村公共施設等総合管理計画及び鮭川村公共施設等個別施設計画と整合性を図りながら、適切に事業を実施していく。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	情報発信推進事業 <事業の内容> 移住・定住セミナー等の開催 <事業の必要性> 移住・定住に関心を持つ方への情報発信として必要 <事業の効果> 移住者・定住者の増加	鮎川村	本村への移住をPRすることから、将来にわたり移住促進に資する事業です。
		空き家対策総合支援事業 <事業の内容> 空き家の整備 <事業の必要性> 移住者・定住者を受け入れる住宅の整備が必要 <事業の効果> 移住者・定住者の増加		移住者への支援となることから、将来にわたり移住・定住促進に資する事業です。
		地域おこし協力隊事業 <事業の内容> 地域おこし協力隊員の配置 <事業の必要性> 人口減少の進む中でも村の魅力を発信していくために必要 <事業の効果> 関係人口・交流人口等の創出・拡大		本村の魅力をPRすることから、将来にわたり移住促進や魅力発信の人材育成に資する事業です。
		地域活性化起業事業 <事業の内容> 地域活性化起業人の配置 <事業の必要性> 人口減少の進む中でも地域の文化・技術等を継承するために必要 <事業の効果> 関係人口・交流人口等の創出・拡大		本村の魅力をPRすることから、将来にわたり移住促進や魅力発信の人材育成に資する事業です。
	人材育成	結婚支援事業 <事業の内容> 結婚支援相談員の設置、結婚へのサポート <事業の必要性> 少子化対策として必要 <事業の効果> 人口の増加	鮎川村	人口の増加につながることから、将来にわたりに定住促進に資する事業です。
		分収造林地育成管理事業 <事業の内容> 林地の育成・管理 <事業の必要性> 持続可能な林業のために必要 <事業の効果> 林業所得の向上、環境保全		将来にわたり持続可能な林業を維持するための事業です。
	2 産業の振興 第1次産業	スマート農業推進事業 <事業の内容> ICTを活用した農業の推進 <事業の必要性> 人口減少の進む中でも村の基幹産業である農業を維持していくために必要 <事業の効果> 農業の所得・効率向上、農作業の負担軽減	鮎川村	将来にわたり持続可能な農業を維持するための事業です。
		中山間地域等直接支払交付金事業 <事業の内容> 農業者への補助金交付 <事業の必要性> 不利な条件でも農業に取り組む農家の支援及び耕作放棄地等の増加防止のために必要 <事業の効果> 農家の所得向上、環境保全		将来にわたり持続可能な農業を維持するための事業です。

		<p>多面的機能支払交付金事業 <事業の内容> 農業者への補助金交付 <事業の必要性> 人口減少の進む中でも村の基幹産業である農業を維持していくために必要 <事業の効果> 農家の所得向上、環境保全</p> <p>農業資金制度事業（制度資金の利子補給） <事業の内容> 融資に係る利子の補給 <事業の必要性> 農家が安定して事業に取り組むために必要 <事業の効果> 農家の事業継続</p> <p>内水面放流支援事業 (鮎・岩魚・山女等の稚魚放流) <事業の内容> 鮎・岩魚・山女等の稚魚放流 <事業の必要性> 村の水産資源を維持するために必要 <事業の効果> 漁業従事者の所得向上、資源の維持・確保</p>	鮎川村	将来にわたり持続可能な農業を維持するための事業です。
		<p>もがみ北部商工会経営指導事業 <事業の内容> 商工会への補助金交付 <事業の必要性> 商工業の健全な発展のために組織への支援が必要 <事業の効果> 商工業者の経営安定、所得向上</p>	商工会	将来にわたり商工業の活性化を図る事業です。
		<p>小規模企業者支援事業 <事業の内容> 小規模企業者への補助金交付 <事業の必要性> 村内事業者の技術継承、雇用の場の確保や企業支援のために必要 <事業の効果> 労働者の増加、小規模企業者の経営安定</p>	鮎川村	将来にわたり商工業の活性化を図る事業です。
	観光	<p>観光振興事業 <事業の内容> 観光協会への補助金交付 <事業の必要性> 観光協会によるPR活動や観光資源の維持・発掘のために必要 <事業の効果> 観光客の増加、観光資源の維持、情報発信の強化</p>	鮎川村	観光PRや観光資源の発掘等、将来にわたり観光振興に資する事業です。
	企業誘致	<p>新庄中核工業団地企業誘致促進事業 <事業の内容> 工業団地に企業を誘致する <事業の必要性> 村在住でも通える距離に雇用の場を確保するため必要 <事業の効果> 人口の維持・増加、労働者の収入確保、雇用の場の確保</p>	企業誘致促進協議会	雇用の場を確保することで、将来にわたり地域の活性化に資する事業です。
	その他	<p>資格取得支援事業 <事業の内容> 資格取得に係る費用の補助 <事業の必要性> 労働者のスキルアップや所得向上のために必要 <事業の効果> 労働者の所得向上、生産力の向上</p>	鮎川村	所得向上により安定して定住できることから、将来にわたり人的資源の確保に資する事業です。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	村営バス運行対策事業 <事業の内容> 村営バスの維持に係る費用を負担 <事業の必要性> 交通弱者でもある高齢者の移動手段を確保するために必要 <事業の効果> 村営バス路線の維持	鮎川村	将来にわたり公共交通機関の利便性等を確保する事業です。
		橋梁点検事業 <事業の内容> 村内の橋梁の点検 <事業の必要性> 交通インフラの安全確保のために必要 <事業の効果> 修繕費用の縮減、橋梁の安全確保		将来にわたりインフラ整備の確保に資する事業です。
		林道維持管理事業 <事業の内容> 林道の維持管理 <事業の必要性> 村民や観光客等の安全確保のために必要 <事業の効果> 観光客の増加、林道の安全確保		将来にわたりインフラ整備の確保に資する事業です。
		林道橋梁点検事業 <事業の内容> 林道内にある橋梁の点検 <事業の必要性> 村民や観光客等の安全確保のために必要 <事業の効果> 観光客の増加、橋梁の安全確保		将来にわたりインフラ整備の確保に資する事業です。
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 環境	住宅リフォーム総合支援事業 <事業の内容> 住宅リフォームに係る費用へ補助金交付 <事業の必要性> 村内で生活し続けられる住宅を確保するために必要 <事業の効果> 人口の維持、安全・清潔な住環境の確保	鮎川村	住みやすい住宅を確保することで、将来にわたる定住に資する事業です。
		リサイクル推進運動事業 <事業の内容> リサイクルに取り組む団体への補助金交付 <事業の必要性> 環境保全の啓発や資源の有効活用のために必要 <事業の効果> 環境保全への意識向上、持続可能な村づくり		環境保護の取り組みにより、将来にわたり持続可能なむらづくりに資する事業です。
		排水対策調査事業 <事業の内容> 生活排水の排出に係る調査の実施 <事業の必要性> 自然環境の保護や今後の排水施設・設備等の維持・設備導入等のために必要 <事業の効果> 環境保全、維持管理経費の縮減		下水処理施設等の整備により、将来にわたり環境に資する事業です。
		障がい児紙おむつ支給事業 <事業の内容> 障がい児へ紙おむつを支給する <事業の必要性> 障がい児への支援として継続が必要 <事業の効果> 子育て世帯の負担軽減		将来にわたり子育て支援を実施します。
		子育て支援センター事業 さけっ子広場 (就学前児童の社会性確立) <事業の内容> 子育て支援施設さけっ子広場の運営 <事業の必要性> 子育て世代の交流及び情報交換の場として存続が必要 <事業の効果> 子育て世帯への支援		将来にわたり子育て環境の整備・確保に資する事業です。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉			

	<p>子育て支援事業（祝金・乳児保育・第3子保育料無料・3歳以上副食費無料）</p> <p><事業の内容></p> <p>出産祝金等の給付、乳児保育の実施、第3子保育料、3歳以上の副食費無料化及び保育料の段階的無償化</p> <p><事業の必要性></p> <p>子育て世帯の負担軽減を図る施策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯の負担軽減</p>	鮎川村	将来にわたり子育て支援を実施します。
	<p>生殖補助医療費等助成事業</p> <p><事業の内容></p> <p>生殖補助医療等を受ける夫婦の治療費用の助成</p> <p><事業の必要性></p> <p>子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図るために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>出生数の増加、子育て世帯への支援</p>	鮎川村	子どもを望む家庭への支援に資する事業です。
	<p>風しん抗体検査・予防接種助成事業</p> <p><事業の内容></p> <p>妊娠を希望する女性等の抗体検査・予防接種費用の助成</p> <p><事業の必要性></p> <p>子どもの先天性風しん症候群の発生予防のため必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子どもの健康維持</p>	鮎川村	将来にわたり子どもの健康づくりに資する事業です。
	<p>母子保健事業（ひよこサロン・子育て講演会・離乳食教室、マタニティ教室）</p> <p><事業の内容></p> <p>ひよこスクール、子育て講演会や食育教室の実施</p> <p><事業の必要性></p> <p>子育てに係る情報提供等、子育て世帯への支援策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯への支援</p>	鮎川村	将来にわたり子育て支援を実施します。
	<p>こども家庭センター整備事業</p> <p><事業の内容></p> <p>すべての妊産婦、子育て家庭に対する支援</p> <p><事業の必要性></p> <p>支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>地域における体制づくりやこどもの相談窓口機能</p>	鮎川村	将来にわたりこども・家庭への支援に資する事業です。
	<p>養育者支援事業</p> <p><事業の内容></p> <p>ペアレントサポート事業の実施</p> <p><事業の必要性></p> <p>家庭における養育スキル向上に資する支援策として必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯への支援</p>	鮎川村	将来にわたりこども・家庭への支援に資する事業です。
	<p>小児定期予防接種事業（A類）</p> <p><事業の内容></p> <p>幼児・児童への定期予防接種実施</p> <p><事業の必要性></p> <p>子どもの健康維持のために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯への支援、子どもの健康維持</p>	鮎川村	将来にわたり子どもの健康づくりに資する事業です。
	<p>小児任意予防接種助成事業</p> <p><事業の内容></p> <p>幼児・児童への任意予防接種実施</p> <p><事業の必要性></p> <p>子どもの健康維持のために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>子育て世帯への支援、子どもの健康維持</p>	鮎川村	将来にわたり子どもの健康づくりに資する事業です。

	高齢者・障害者福祉	日常生活用具給付事業 <事業の内容> 紙おむつ、特殊マット等の給付 <事業の必要性> 高齢者が自立した生活を送るための支援が必要 <事業の効果> 高齢者の健康維持	鮎川村	高齢者への支援により、将来にわたり安心して暮らせる村をつくる事業です。
		高齢者等定期予防接種事業（B類） <事業の内容> 高齢者の定期予防接種に対する助成 <事業の必要性> 高齢者の健康維持のために必要 <事業の効果> 高齢者の健康維持	鮎川村	将来にわたり高齢者の健康づくりに資する事業です。
	健康づくり	保健センター施設整備事業 <事業の内容> 村民の健康維持のための各種事業を実施する拠点の整備 <事業の必要性> 乳幼児健診やまめだじゅ体操などの幅広い年代の利用者が、安心安全に利用できるよう適切な維持管理が必要 <事業の効果> 村民の健康増進	鮎川村	将来にわたり村民の健康維持に資する事業です。
		脳ドック受診費助成事業 <事業の内容> 脳ドック受診者に対する助成 <事業の必要性> 積極的な受診を促すために必要 <事業の効果> 村民の健康維持	鮎川村	将来にわたり村民の健康維持に資する事業です。
	その他	さけがわ健康マイレージ事業 <事業の内容> 村民の健康づくりの取組みに応じてインセンティブを付与 <事業の必要性> 健康づくりに取り組むきっかけづくり及び意欲向上のために必要 <事業の効果> 村民の健康増進	鮎川村	将来にわたり村民の健康づくりに資する事業です。
		自殺予防対策事業 <事業の内容> ゲートキーパーの養成、SOSの出し方、受け止め方講座の開催 <事業の必要性> 村民の孤立を防ぎ、健康維持のために必要 <事業の効果> 人口減の抑制、村民の健康維持	鮎川村	将来にわたり村民の健康づくりに資する事業です。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	訪問看護ステーション運営事業 <事業の内容> 訪問看護ステーションの運営支援 <事業の必要性> 村内で安心して医療を受けるために必要 <事業の効果> 村民の健康維持	鮎川村	将来にわたって村民が医療を受けられるようにする事業です。
		最上地域保健医療対策事業 <事業の内容> 医療従事者の確保、かかりつけ医の普及等 <事業の必要性> 地域医療体制充実を図るために必要 <事業の効果> 村民の健康維持	鮎川村	将来にわたって村民が医療を受けられるようにする事業です。

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小・中学校教育環境整備事業 <事業の内容> 教育設備・用品等の整備 <事業の必要性> 児童・生徒が必要な教育を受けられる環境を整備するため必要 <事業の効果> 質の高い教育環境の確保	鮎川村	将来を担う人材を育成する事業です。	
		学校 I C T 活用支援事業 <事業の内容> I C T を活用した教育に必要な備品・設備の導入や支援員の配置 <事業の必要性> 将来の人材育成に必要な I C T 教育の環境を確保するため必要 <事業の効果> I C T に対応可能な人材の育成		将来を担う人材を育成する事業です。	
		教育支援員配置事業 <事業の内容> 支援の必要な児童・生徒のために教育支援員を配置 <事業の必要性> 個々に応じた教育を行うために必要 <事業の効果> 教育支援員の確保		将来を担う人材を育成する事業です。	
		地区公民館施設整備事業 <事業の内容> 各地区的公民館の維持管理に対する補助金の交付 <事業の必要性> 避難所、生涯学習拠点など様々な機能を有する地区的公民館を維持していくために必要 <事業の効果> 公民館の維持、地区住民の交流		地 区	将来にわたりに地区住民のつながりの維持や、災害時の安全確保に資する事業です。
	生涯学習・スポーツ	中央公民館施設等改修事業 <事業の内容> 中央公民館の維持・修繕 <事業の必要性> 避難所、各種イベントの開催など様々な機能を有する中央公民館を維持していくために必要 <事業の効果> 中央公民館の維持、村民交流の維持			健康づくりや災害時の拠点として、将来にわたり村民の安全・安心に資する事業です。
		総合型地域スポーツクラブ推進事業 <事業の内容> 総合型地域スポーツクラブへの各種スポーツ教室の委託 <事業の必要性> 村民の健康づくりや部活動の地域展開に取り組むスポーツクラブへの支援が必要 <事業の効果> 村民の健康増進			村民の体と心の健康を将来にわたって維持していくことに資する事業です。
		学力向上保小中連携推進事業 <事業の内容> 保小中が一体となった一貫教育の実施 <事業の必要性> 教育機関が一体となって人材の育成に取り組んでいくために必要 <事業の効果> 地域全体で子ども達を育てていく意識の向上			子どもたちの心を豊かにし、将来を担う人材の育成に資する事業です。
		学校・家庭・地域の連携協働推進事業 <事業の内容> 児童・生徒が地域の大人等と交流する事業の実施 <事業の必要性> 多世代との交流を通して「社会力」を身に付けるための事業として必要 <事業の効果> 子どもが地元への愛着をもつ機運の醸成			将来にわたり村民のつながりを維持していくために資する事業です。

		<p>花いっぱい運動</p> <p><事業の内容></p> <p>各地区に花を植える</p> <p><事業の必要性></p> <p>住民の交流の場となっている他、景観の維持のためにも必要</p> <p><事業の効果></p> <p>地域住民の交流、環境保全、景観維持</p>	地 区	将来にわたりに地区住民のつながり及び地区的な自然・景観を維持していくことに資する事業です。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>地区振興交付金事業</p> <p><事業の内容></p> <p>各地区に補助金を交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>人口減少が進む中でも地域の活動・施設等を維持していくために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>地域の活動・施設の維持、設備更新</p>	地 区	将来にわたりに地区住民のつながりを維持していくことに資する事業です。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>郷土食文化継承事業</p> <p><事業の内容></p> <p>郷土食に関する行事への補助金交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>村の伝統文化を後世に受け継ぐために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>伝統文化保護の機運醸成、興味・関心の喚起</p> <p>村指定文化財等保存事業</p> <p><事業の内容></p> <p>文化財保全に係る経費への補助</p> <p><事業の必要性></p> <p>伝統文化や文化財を後世に受け継いでいくために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>昔の文化の保護、興味・関心の喚起</p>	鮎川村	伝統文化を将来にわたって受け継いでいくための事業です。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>再生可能エネルギー導入促進事業</p> <p><事業の内容></p> <p>再生可能エネルギー等の導入に係る経費への補助金交付</p> <p><事業の必要性></p> <p>環境への配慮、災害時対応などのために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>環境保全、災害時のエネルギー確保</p> <p>電気自動車等充電インフラ整備事業</p> <p><事業の内容></p> <p>公共施設への電気自動車等充電インフラ整備</p> <p><事業の必要性></p> <p>環境への配慮、災害時対応などのために必要</p> <p><事業の効果></p> <p>環境保全、災害時のエネルギー確保</p>	鮎川村	環境にやさしく持続可能な生活を、将来にわたり送るために資する事業です。
			鮎川村	村の環境保全のためCO ₂ 削減に取り組む事業です。